

清須市地域防災計画

新旧対照表

平成24年改正

清須市防災計画 第2章 風水害等災害・地震災害予防計画（H24.3.1時点）

現 行		改 正 案	
P39	<p>第2節 応急活動体制の整備・強化</p> <p>第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第3に「<u>行政機関の能力を大幅に上回る救援ニーズに対処するために必要な市ぐるみ総動員体制の確立</u>」、第4に「大量な救援ニーズと特殊な救援ニーズを満たすために不可欠なボランティアの受入れ体制の整備」を図ることにより総合的に災害時相互協力・応援体制の整備・強化を行う。</p>	<p>第2節 応急活動体制の整備・強化</p> <p>第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第3に「<u>大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊の受援体制の確立</u>」、第4に「大量な救援ニーズと特殊な救援ニーズを満たすために不可欠なボランティアの受入れ体制の整備」を図ることにより総合的に災害時相互協力・応援体制の整備・強化を行う。</p>	<p>県の指摘による修正</p>
P52	<p>第2 避難誘導體制及び避難所運営体制の整備</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第6に避難所の管理運営は<u>被災住民の救援活動において重要な活動であるため</u>、「<u>避難者</u>の代表等（または自治会の組織の代表等）による運営とともに、市職員の管理運営に参画する体制」を検討していく。第7に「避難所での情報提供体制の整備」を推進する。第8に「避難所のマニュアルの研さん」により、避難所での迅速かつ的確な対応に努める。</p>	<p>第2 避難誘導體制及び避難所運営体制の整備</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>第6に避難所の管理運営は、「<u>避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した及び避難者</u>の代表等（または自治会の組織の代表等）による運営とともに、市職員の管理運営に参画する体制」を検討していく。第7に「避難所での情報提供体制の整備」を推進する。第8に「避難所のマニュアルの研さん」により、避難所での迅速かつ的確な対応に努める。</p>	<p>女性の視点の追加</p>
P66	<p>第1.1節 防災基礎体力の向上</p> <p>第1 地域・組織</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>すなわち、第1に「自主防災組織連絡会の開催、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成等による自主防災組織の結成促進・強化、コミュニティ活動の活性化等市民相互の協力による<u>防災体制の強化</u>」を図る。</p>	<p>第1.1節 防災基礎体力の向上</p> <p>第1 地域・組織</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>すなわち、第1に「自主防災組織連絡会の開催、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成等による自主防災組織の結成促進・強化、コミュニティ活動の活性化等市民相互の協力による<u>防災体制の強化、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域防災力の向上</u>」を図る。</p>	<p>女性の視点の追加</p>

清須市防災計画 第3章 風水害等災害応急対策計画 (H24.3.1時点)

現 行		改 正 案						
P72	第1節 防災組織 ■担当 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">部</td> <td>各部 (部長:各部長)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">班</td> <td>各班 (各課 班長:各課長)</td> </tr> </table>	部	各部 (部長:各部長)	班	各班 (各課 班長:各課長)	第1節 防災組織 削除	所掌事務の見直し	
部	各部 (部長:各部長)							
班	各班 (各課 班長:各課長)							
P72	第1 清須市防災会議	第1 清須市防災会議 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">参考</td> <td>1 清須市防災会議条例</td> <td>参考編 1 (P100)</td> </tr> <tr> <td>2 清須市防災会議運営要綱</td> <td>参考編 2 (P102)</td> </tr> </table>	参考	1 清須市防災会議条例	参考編 1 (P100)	2 清須市防災会議運営要綱	参考編 2 (P102)	附属資料の明記
参考	1 清須市防災会議条例	参考編 1 (P100)						
	2 清須市防災会議運営要綱	参考編 2 (P102)						
P72	第2 非常配備体制 2 非常配備基準 (略) 3 非常配備体制の任務 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">市役所</td> <td>(略) ケ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項</td> </tr> <tr> <td>地区 連絡所</td> <td>(略) カ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項</td> </tr> </table>	市役所	(略) ケ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項	地区 連絡所	(略) カ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項	第3 非常配備体制 2 配備区分 市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。 <u>非常配備基準</u> (略) <u>非常配備体制の任務</u> <u>下線部削除</u> 3 伝達方法 (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法 名古屋地方気象台及び愛知県から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要がある認められる場合等には、指揮者(総務部長)は、必要に応じて本	所掌事務の見直し	
市役所	(略) ケ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項							
地区 連絡所	(略) カ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項							

現 行	改 正 案
	<p><u>部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては、電話等で連絡し徹底させる。</u></p> <p><u>(2) 休日又は勤務時間外における伝達</u> <u>宿日直者は、非常配備に該当する気象予警報を把握し、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には、直ちに指揮者に連絡する。指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。</u></p> <p><u>(3) 職員の非常参集</u> <u>職員は、勤務時間外又は休日等において、市域に災害が発生し、又は災害の発生する恐れがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、警戒配備の基準により配備の伝達を受け、あるいは自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。</u></p> <p><u>(4) 非常配備の活動</u> <u>災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理するものとし、非常配備体制下における活動は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>① 第1次、第2次警戒配備態勢</u> <u>当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。活動は、気象情報の収集及び連絡等を実施する。</u></p> <p><u>② 第1次、第2非常配備（当番非常配備班における活動）</u> <u>当番非常配備班は、総務部防災行政課が別に定める「清須市災害対策編成表」により当番制として配備する。活動は、「清須市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。</u></p> <p><u>③ 第3非常配備（各部班別体制下での活動）</u> <u>各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で</u></p>

現 行		改 正 案	
		<u>対</u>	

現 行	改 正 案			
	<p style="text-align: center;"><u>処すべき活動を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 312 1946 352"> <tr> <td data-bbox="1122 312 1234 352">資 料</td> <td data-bbox="1234 312 1659 352">1 所掌事務</td> <td data-bbox="1659 312 1946 352">資料編 第1-2 (P64)</td> </tr> </table> <p><u>(5) 非常配備の報告及び動員要請 (第3 非常配備)</u></p> <p>① <u>各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。</u></p> <p>② <u>各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。</u></p> <p><u>4 職員の配置及び服務</u></p> <p><u>(1) 職員の配置</u></p> <p><u>各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成し、次の措置を講じる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>災害に対処できるよう職員を配置</u> ● <u>職員の非常参集方法及び交代方法の措置</u> ● <u>高次の非常配備体制に移行できる措置</u> ● <u>他部への応援の要請</u> <p><u>(2) 職員動員の報告</u></p> <p><u>各部課 (班) は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて、総務部 (防災行政班) に報告する。</u></p> <p><u>(3) 職員の服務</u></p> <p><u>すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。なお、病弱者、身体不自由等で応急活動の実施が困難であ</u></p>	資 料	1 所掌事務	資料編 第1-2 (P64)
資 料	1 所掌事務	資料編 第1-2 (P64)		

現 行	改 正 案
	<p><u>る者及びその他本部長が認める者は動員から除外することができる。</u></p> <p><u>① 主に勤務時間内における遵守事項</u></p> <p><u>ア 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。</u></p> <p><u>イ 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。</u></p> <p><u>ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。</u></p> <p><u>エ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。</u></p> <p><u>オ 災害現場に出動した場合は、別記様式のような腕章及び写真付きの名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用すること。</u></p> <p><u>カ 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。</u></p> <p><u>② 主に勤務時間外における遵守事項</u></p> <p><u>ア 災害が発生し、その災害が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、または該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集する。</u></p> <p><u>イ 災害状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。</u></p> <p><u>ウ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、防災服・ヘルメット・長靴等着用とする。</u></p>

現 行		改 正 案									
		<p><u>エ 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後ただちに参集場所の責任者に報告する。</u></p>									
P74	<p><u>第3 市災害対策本部</u></p> <p><u>2 市災害対策本部の設置及び廃止</u> (1) 設置 ① 設置の基準 ア 「<u>2 非常配備基準</u>」においてフェーズ3以上の指令基準を満たしたとき市災害対策本部を設置する。ただし、災害の規模、程度により災害対策本部の一部をもって活動を行うことができる。</p> <p>② 設置の決定 設置の決定は、市長が行う。市長不在の場合の決定を代行する意思決定権者は、副市長、本部員の順とする。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。<u>また部長以下の各職員は、本部設置の必要があると判断した時は、以下のとおり行う。</u></p>	<p><u>第2 市災害対策本部</u> <u>2 災害対策本部の組織及び運営</u> 災害対策本部の組織及び運営は、本部員会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>資料</td> <td>1 組織図 (第3 非常配備体制)</td> <td>資料編 第1 (P63)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">参考</td> <td>1 清須市災害対策本部条例</td> <td>参考編 3 (P104)</td> </tr> <tr> <td>2 清須市災害対策本部要綱</td> <td>参考編 4 (P105)</td> </tr> </table> <p><u>3 市災害対策本部の設置及び廃止</u> (1) <u>市災害対策本部の設置</u> ① <u>市災害対策本部の設置基準</u> ア <u>災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。</u> a 大雨警報 b 暴風警報 c 洪水警報 d 庄内川洪水警報 e 新川洪水警報</p> <p>② <u>市災害対策本部の設置の決定</u> <u>下線部削除</u></p>	資料	1 組織図 (第3 非常配備体制)	資料編 第1 (P63)	参考	1 清須市災害対策本部条例	参考編 3 (P104)	2 清須市災害対策本部要綱	参考編 4 (P105)	所掌事務の見直し
資料	1 組織図 (第3 非常配備体制)	資料編 第1 (P63)									
参考	1 清須市災害対策本部条例	参考編 3 (P104)									
	2 清須市災害対策本部要綱	参考編 4 (P105)									

現 行	改 正 案				
<p><u>ア 本部組織に基づく本部員にあてられている者（以下「部長等」という）は本部を設置する必要があると認めるときは、総務部長を通じて市長に本部の設置を要請する。</u></p> <p><u>イ 総務部長は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、副市長を通じ市長に本部設置を要請する。</u></p> <p><u>ウ 総務部長は、非常事態にあつて上記の協議を行う時間のないときは、直ちに本部設置を市長に要請する。</u></p> <p>③ 市災害対策本部の設置の手順</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本部開設に必要な資機材等の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>市災害対策図板（各種被害想定図を含む。）の設置</u> ●<u>オーバー・ヘッド・プロジェクター、被害状況図板・黒板等の設置</u> ●<u>住宅地図等その他地図類の確保</u> ●<u>携帯ラジオ・テレビの確保</u> ●<u>コピー機等の複写装置の確保</u> ●<u>ビデオ・テープレコーダ、カメラ等の記録装置の確保</u> ●<u>防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）</u> ●<u>自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保</u> ●<u>被害状況連絡票その他の書式類の確保</u> ●<u>懐中電灯その他必要資器材の確保</u> <p>ウ 通信手段の確保</p> <p><u>以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信 施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>丸防災行政用無線（移動系）</u> ●<u>携帯電話</u> 	<p>③ 市災害対策本部の設置の手順</p> <p>ア (略)</p> <p><u>イ 組織の所掌事務</u></p> <p><u>各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。部班の所掌事務及び運営は、別に定めるほか法令等に定めるところによる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 858 1944 900"> <tr> <td>資 料</td> <td>1 所掌事務</td> <td>資料編 第1-2 (P64)</td> </tr> </table> <p><u>削除</u></p>	資 料	1 所掌事務	資料編 第1-2 (P64)	
資 料	1 所掌事務	資料編 第1-2 (P64)			

現 行		改 正 案	
	<p>●臨時電話</p> <p>●ファクシミリ</p> <p>エ 自家発電設備の確保 <u>停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のために必要な措置を講ずる。</u></p> <p>オ 本部の標識等 (略)</p> <p>なお、防災行政課長は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市庁舎正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部員室、本部員会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所等の設置場所を明示する。</p> <p>(2) 廃止 (略)</p> <p>(3) 設置又は廃止の通知 市災害対策本部を設置又は廃止した場合は、<u>総務部長は直ちに以下のとおり</u>電話その他適当な方法により通知する。 <u>設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。</u></p>	<p>削除</p> <p>ウ 本部の標識等 (略)</p> <p>なお、防災行政班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市庁舎正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて本部員室、本部員会議事務局、地区連絡所、避難所、救護所等の設置場所を明示する。</p> <p>(2) <u>市災害対策本部の廃止基準</u> (略)</p> <p>(3) 設置又は廃止の通知 <u>下線部削除</u></p>	
P77	<u>(4) 報告・通知・公表先等</u>	削除	所掌事務の見直し
P78	<u>3 市災害対策本部の体制</u>	削除	
P79	<u>4 災害対策本部の事務分掌</u>	削除	
P82	<u>第5 職員の動員計画</u>	削除	
P85	<u>第6 市ぐるみ総動員宣言の発表</u>	削除	

現 行		改 正 案									
P86	<p>第2節 通信連絡</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>広報通信部（部長：企画部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>通信整備班（企画政策課 班長：企画政策課長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	広報通信部（部長：企画部長）	班	通信整備班（企画政策課 班長：企画政策課長）	<p>第2節 通信連絡</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し
部	総務部（部長：総務部長）										
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）										
部	広報通信部（部長：企画部長）										
班	通信整備班（企画政策課 班長：企画政策課長）										
P87	<p>2 連絡システムの整備</p> <p>(3) 通信事務従事者</p> <p>各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、通信事務従事者を指名し総務部長に報告する。</p>	<p>2 連絡システムの整備</p> <p>(3) 通信事務従事者</p> <p>下線部を削除</p>	所掌事務の見直し								
P90	<p>8 無線通信の連絡にあたっての留意事項</p> <p>(1) 通信の統制</p> <p>特に本部においては、企画部長が市防災行政用無線局運用管理規程に基づき、おおむね次のとおり通信の統制を行う。</p>	<p>8 無線通信の連絡にあたっての留意事項</p> <p>(1) 通信の統制</p> <p>下線部を削除</p>	所掌事務の見直し								

現 行		改 正 案																					
P93	第3節 情報の収集・伝達 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長） 財政班（財政課 班長：財政課長） 税務班（税務課 班長：税務課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>市民班（市民課 班長：市民課長） 生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長） 産業班（産業課 班長：産業課長） 西枇杷島支所班（西枇杷島支所 班長：西枇杷島支所長） 清洲支所班（清洲支所 班長：清洲支所長） 春日支所班（春日支所 班長：春日支所長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長） 児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長） 高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長） 保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>建設部（部長：建設部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>土木班（土木課 班長：土木課長） 都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長） 地域開発班（地域開発課 班長：地域開発課長） 上下水道班（班長：上下水道課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長） 生涯学習班（生涯学習課・スポーツ課 班長：生涯学習課長） 学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長） 財政班（財政課 班長：財政課長） 税務班（税務課 班長：税務課長）	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	市民班（市民課 班長：市民課長） 生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長） 産業班（産業課 班長：産業課長） 西枇杷島支所班（西枇杷島支所 班長：西枇杷島支所長） 清洲支所班（清洲支所 班長：清洲支所長） 春日支所班（春日支所 班長：春日支所長）	部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）	班	社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長） 児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長） 高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長） 保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）	部	建設部（部長：建設部長）	班	土木班（土木課 班長：土木課長） 都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長） 地域開発班（地域開発課 班長：地域開発課長） 上下水道班（班長：上下水道課長）	部	教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）	班	学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長） 生涯学習班（生涯学習課・スポーツ課 班長：生涯学習課長） 学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）	第3節 情報の収集・伝達 削除	所掌事務の見直し
部	総務部（部長：総務部長）																						
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長） 財政班（財政課 班長：財政課長） 税務班（税務課 班長：税務課長）																						
部	市民環境部（部長：市民環境部長）																						
班	市民班（市民課 班長：市民課長） 生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長） 産業班（産業課 班長：産業課長） 西枇杷島支所班（西枇杷島支所 班長：西枇杷島支所長） 清洲支所班（清洲支所 班長：清洲支所長） 春日支所班（春日支所 班長：春日支所長）																						
部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）																						
班	社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長） 児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長） 高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長） 保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）																						
部	建設部（部長：建設部長）																						
班	土木班（土木課 班長：土木課長） 都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長） 地域開発班（地域開発課 班長：地域開発課長） 上下水道班（班長：上下水道課長）																						
部	教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）																						
班	学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長） 生涯学習班（生涯学習課・スポーツ課 班長：生涯学習課長） 学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）																						

現 行		改 正 案																													
P94	<p>第1 気象情報等の伝達体制</p> <p>1 方針</p> <p>気象庁が発表する地震情報及び気象予報警報等の受領及び伝達は、防災行政課長が担当する。</p>	<p>第1 気象情報等の伝達体制</p> <p>1 方針</p> <p>気象庁が発表する地震情報及び気象予報警報等の受領及び伝達は、防災行政班が担当する。</p>	所掌事務の見直し																												
P98	<p>第2 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 情報の収集</p> <p>(2) 収集の実施者</p> <p>② 災害対策本部設置後</p> <p>本部長は、災害地の実態を把握し災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じて総務部長に対して、災害地調査の実施を命じ、総務部長は情報収集・伝達（調査）チームを編成する。なお、総務部長は、本部長の指示の有無に関わらず、必要があると認めたときは、情報収集・伝達（調査）チームを編成し、災害情報収集を実施する。</p> <p>(3) 調査の実施要領</p> <p>① 実施体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目の目安</th> <th>チーム数</th> <th>1 チーム当たりの構成員</th> <th>構成員となる課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡・集計</td> <td>1</td> <td>職員 3名</td> <td rowspan="3">税務課 市民課</td> </tr> <tr> <td>災害情報収集 (特命調査含む)</td> <td>4</td> <td>職員 3名</td> </tr> <tr> <td>防災モニター等担当</td> <td>1</td> <td>職員 2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ●無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を総務部長がとりまとめ、本部長へ報告する。 <p>(4) 情報のとりまとめ</p> <p>情報の統括責任者は総務部長とし、取扱い責任者は防災行政課長とする。</p>	活動項目の目安	チーム数	1 チーム当たりの構成員	構成員となる課	連絡・集計	1	職員 3名	税務課 市民課	災害情報収集 (特命調査含む)	4	職員 3名	防災モニター等担当	1	職員 2名	<p>第2 被害状況等の収集・伝達</p> <p>2 情報の収集</p> <p>(2) 収集の実施者</p> <p>② 災害対策本部設置後</p> <p><u>下線部を削除</u></p> <p>(3) 調査の実施要領</p> <p>① 実施体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動項目の目安</th> <th>チーム数</th> <th>1 チーム当たりの構成員</th> <th>構成員となる班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡・集計</td> <td>1</td> <td>職員 3名</td> <td rowspan="3">税務・収納班 監査事務班</td> </tr> <tr> <td>災害情報収集 (特命調査含む)</td> <td>4</td> <td>職員 3名</td> </tr> <tr> <td>防災モニター等担当</td> <td>1</td> <td>職員 2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 実施要領</p> <p><u>下線部を削除</u></p> <p>(4) 情報のとりまとめ</p> <p><u>下線部を削除</u></p>	活動項目の目安	チーム数	1 チーム当たりの構成員	構成員となる班	連絡・集計	1	職員 3名	税務・収納班 監査事務班	災害情報収集 (特命調査含む)	4	職員 3名	防災モニター等担当	1	職員 2名	所掌事務の見直し
活動項目の目安	チーム数	1 チーム当たりの構成員	構成員となる課																												
連絡・集計	1	職員 3名	税務課 市民課																												
災害情報収集 (特命調査含む)	4	職員 3名																													
防災モニター等担当	1	職員 2名																													
活動項目の目安	チーム数	1 チーム当たりの構成員	構成員となる班																												
連絡・集計	1	職員 3名	税務・収納班 監査事務班																												
災害情報収集 (特命調査含む)	4	職員 3名																													
防災モニター等担当	1	職員 2名																													

現 行		改 正 案	
P100	<p>3 異常現象発見時の通報</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、もしくは自ら知ったときは、直ちに県へ伝達することとする。</p> <p><u>防災行政課長は、総務部長を通じて受領した事項について、県防災局をはじめとする関係機関に通報する。</u>なお通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。</p>	<p>3 異常現象発見時の通報</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、もしくは自ら知ったときは、直ちに県へ伝達することとする。</p> <p><u>通報を受け</u>た事項について、県防災局をはじめとする関係機関に通報する。なお通報すべき異常現象は、例えば次のようなものが想定される。</p>	所掌事務の見直し
P101	<p>4 雨量・水位情報の収集・伝達</p> <p>(1) 雨量情報</p> <p><u>総務部長は、</u>名古屋地方気象台より大雨注意報が発表されたときは、降り始めから 60 分ごとの雨量情報を雨量観測所より収集する。なお<u>総務部長は</u>庄内川管内の雨量・水位その他の河川管理に関する情報の収集をあわせて行う。</p> <p>(2) 水位情報</p> <p>水位情報の収集は、<u>総務</u>班が行う。なお、水位情報は、10 分毎の当該河川水位値とする。</p>	<p>4 雨量・水位情報の収集・伝達</p> <p><u>下線部を削除</u></p> <p>(2) 水位情報</p> <p>水位情報の収集は、<u>防災行政</u>班が行う。なお、水位情報は、10 分毎の当該河川水位値とする。</p>	所掌事務の見直し
P105	<p>7 その他の情報の収集・伝達</p> <p>(1) 近隣・周辺市町村の情報</p> <p>近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達<u>は、総務部長が行う。</u>(以下略)</p> <p>(2) 生活関連施設の復旧状況情報</p> <p>市は、市民に対して、電気、ガス、水道などの施設の復旧状況に関する市への問い合わせについて自粛を呼びかけるとともに、被害状況や復旧状況情報を各関係機関から収集し、市民への提供に努める。<u>生活関連施設の情報提供は、広報通信部が担当する。</u></p> <p>(3) 名古屋都心区の情報</p> <p>② 情報提供</p>	<p>7 その他の情報の収集・伝達</p> <p>(1) 近隣・周辺市町村の情報</p> <p>近隣・周辺市町村に関する情報の収集・受領及び伝達<u>を行う。</u>(以下略)</p> <p>(2) <u>下線部を削除</u></p> <p>(3) <u>下線部を削除</u></p>	所掌事務の見直し

現 行		改 正 案					
	<p><u>広報班長は、</u>主に名古屋都心区に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報について、広報活動やトータルケアセンターの開設時等における基礎的資料としての活用を図る。</p> <p>(4) 関係機関へ伝達する情報 市は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。</p>	<p>(4) 関係機関へ伝達する情報 市は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。</p> <p><u>この場合において、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。また、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u></p>	<p>県地域防災計画の修正</p>				
P106	<p>第4節 災害広報</p> <p>■<u>担当</u></p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td><u>広報通信部（部長：企画部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>広報班（人事秘書課 班長：人事秘書課長）</u> <u>通信整備班（企画政策課 班長：企画政策課長）</u></td> </tr> </table>	部	<u>広報通信部（部長：企画部長）</u>	班	<u>広報班（人事秘書課 班長：人事秘書課長）</u> <u>通信整備班（企画政策課 班長：企画政策課長）</u>	<p>第4節 災害広報</p> <p><u>削除</u></p>	<p>所掌事務の見直し</p>
部	<u>広報通信部（部長：企画部長）</u>						
班	<u>広報班（人事秘書課 班長：人事秘書課長）</u> <u>通信整備班（企画政策課 班長：企画政策課長）</u>						

現 行		改 正 案						
P106	<p>第1 災害広報体制の確立</p> <p>1 <u>広報通信部</u> <u>企画部長は</u>、本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動班の編成</td> <td>(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動班の編成	(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動	<p>第1 災害広報体制の確立</p> <p>1 <u>災害広報体制</u> <u>下線部を削除</u></p>	<p>所掌事務の見直し及び県地域防災計画の修正</p>
	役割項目		手順その他必要事項					
広報活動班の編成	(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動班の編成</td> <td>(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 <u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u> (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動班の編成	(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 <u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u> (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動				
役割項目	手順その他必要事項							
広報活動班の編成	(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 <u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u> (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動							
P111	<p>第2 広報活動用資機材及び要員の確保</p> <p>1 基本的な考え方 災害時に必要とされる広報活動を迅速かつ適切に行うため、<u>企画部長は</u>、あらかじめ広報車に転用可能な拡声器付車両や編集要員としての人材を擁する市内の事業所・団体等を把握するとともに、災害発生時に迅速に協力要請するために必要な連絡方法その他についてとりきめておく。</p> <p>2 拡声器付車両・資機材等の調達 (1) 市保有現在量の把握 <u>総務部長は</u>、市長の指示に関わらず、その必要があると認めるときは、災害時広報活動に使用可能な拡声器付車両の状況を把握するとともに、関係各部長の協力を得て、紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動班の編成</td> <td>(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 <u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u> (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動班の編成	(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 <u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u> (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動	<p>第2 広報活動用資機材及び要員の確保</p> <p>1 基本的な考え方 <u>下線部を削除</u></p> <p>2 拡声器付車両・資機材等の調達 (1) 市保有現在量の把握 <u>下線部を削除</u></p>	<p>所掌事務の見直し</p>
	役割項目		手順その他必要事項					
広報活動班の編成	(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 <u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u> (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動班の編成</td> <td>(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 <u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u> (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動班の編成	(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 <u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u> (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動				
役割項目	手順その他必要事項							
広報活動班の編成	(1)防災行政無線による広報活動 (2)広報車巡回等による広報活動 (3)広報紙等の配布 (4)掲示板への貼紙 (5)インターネットホームページ掲載 <u>及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供</u> (6)携帯電話による情報提供 (7)記録写真等の作成 (8)その他緊急を要する地域への広報活動							

現 行		改 正 案	
P112	<p>第3 広報活動の実施要領</p> <p>1 基本的な考え方 <u>広報通信部は</u>、緊急性の有無や対象地域の限定の有無等により利用する方法（手段）を適切に使い分けることができるように、広報活動用資料の配布に際しては、状況を判断の上適切な広報手段を明記するよう努める。なお、NHK・民間ラジオ各社に対する緊急警報放送の要請は、原則として県を経由して行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、<u>企画部長が</u>市長の指示に基づき直接要請する。</p> <p>3 広報車の利用 <u>広報通信部は</u>広報文を作成し、広報車による音声の広報や、ビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。なお、<u>企画部長は</u>必要に応じ、他の部や市内事業者・団体等から車両を調達するものとし、車両等の調達にあたっては、総務部及び建設部を通じて要請する。</p>	<p>第3 広報活動の実施要領</p> <p>1 基本的な考え方 <u>下線部を削除</u></p> <p>3 広報車の利用 <u>下線部を削除</u></p>	所掌事務の見直し
P113	<p>4 市職員の口頭での伝達 各地区連絡所の要員が各管内地区において行う。<u>また本庁管内地区については、広報通信部職員が行う。</u>広報車の活動が不可能な地域もしくは特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。</p> <p>5 市施設における掲示等 <u>広報通信部は</u>、災害生活情報誌を災害発生後2日目を第一号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。 なお、発行された災害生活情報誌は、本庁舎においては<u>総務部職員が</u>、各地区連絡所並びにその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。</p>	<p>4 市職員の口頭での伝達 <u>下線部削除</u></p> <p>5 市施設における掲示等 <u>(削除)</u>、災害生活情報誌を災害発生後2日目を第一号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。 なお、発行された災害生活情報誌は、本庁舎においては<u>企画部職員が</u>、各地区連絡所並びにその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。</p>	所掌事務の見直し

現 行		改 正 案	
P114	<p>6 隣接市町村への広報依頼 <u>企画部長は</u>、隣接市町村との境界部にあたる地域において、上記の手段では不十分もしくは適切でないと判断される場合は、隣接市町村に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。</p> <p>7 報道機関への発表・協力要請 (1) 市の発表 ① (略) ② 市災害対策本部設置後 市災害対策本部設置後は、<u>広報通信部広報班長を担当窓口として</u>、報道機関に対して災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。発表は、原則として、本部長の決定に基づき、企画部長が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況の統一に努めるものとする。 なお、<u>広報通信部広報班長は</u>、市災害対策本部が設置された場合は、市庁舎1階ロビー内に臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。</p> <p>(2) 消防本部の発表 消防本部の行う警戒防御に関する発表は、<u>企画部長が行う</u>共同記者会見の場で、指定する幹部が行うものとする。 なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、消防本部警防規程の定めによる。</p> <p>(4) 緊急警報放送等の要請 <u>企画部長は</u>、緊急時における情報連絡手段として、ラジオ、テレビを有効に活用する。 なお、ラジオ、テレビに対する緊急警報放送※の要請につい</p>	<p>6 隣接市町村への広報依頼 <u>下線部削除</u></p> <p>7 報道機関への発表・協力要請 (1) 市の発表 ① (略) <u>下線部削除</u></p> <p>(2) 消防本部の発表 <u>下線部削除</u></p> <p>(4) 緊急警報放送等の要請 <u>下線部削除</u></p>	<p>所掌事務の見直し</p>

現 行		改 正 案																	
	ては、県計画に基づき原則として県を通じて行うが、緊急やむを得ない事情がある場合は、 <u>企画部長</u> が市長の指示に基づき直接放送機関に要請し、要請後速やかに県へ報告する。																		
P117	第5節 避難及び避難所の設置 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td><u>総務部（部長：総務部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>総務班（防災行政課 班長：防災行政課長）</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>市民環境部（部長：市民環境部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>市民班（市民課 班長：市民課長）</u> <u>西枇杷島支所班（西枇杷島支所 班長：西枇杷島支所長）</u> <u>清洲支所班（清洲支所 班長：清洲支所長）</u> <u>春日支所班（春日支所 班長：春日支所長）</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長）</u> <u>生涯学習班（生涯学習課・スポーツ課 班長：生涯学習課長）</u> <u>学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>消防部（部長：消防団長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</u></td> </tr> </table>	部	<u>総務部（部長：総務部長）</u>	班	<u>総務班（防災行政課 班長：防災行政課長）</u>	部	<u>市民環境部（部長：市民環境部長）</u>	班	<u>市民班（市民課 班長：市民課長）</u> <u>西枇杷島支所班（西枇杷島支所 班長：西枇杷島支所長）</u> <u>清洲支所班（清洲支所 班長：清洲支所長）</u> <u>春日支所班（春日支所 班長：春日支所長）</u>	部	<u>教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）</u>	班	<u>学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長）</u> <u>生涯学習班（生涯学習課・スポーツ課 班長：生涯学習課長）</u> <u>学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）</u>	部	<u>消防部（部長：消防団長）</u>	班	<u>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</u>	第5節 避難及び避難所の設置 <u>削除</u>	所掌事務の見直し
部	<u>総務部（部長：総務部長）</u>																		
班	<u>総務班（防災行政課 班長：防災行政課長）</u>																		
部	<u>市民環境部（部長：市民環境部長）</u>																		
班	<u>市民班（市民課 班長：市民課長）</u> <u>西枇杷島支所班（西枇杷島支所 班長：西枇杷島支所長）</u> <u>清洲支所班（清洲支所 班長：清洲支所長）</u> <u>春日支所班（春日支所 班長：春日支所長）</u>																		
部	<u>教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）</u>																		
班	<u>学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長）</u> <u>生涯学習班（生涯学習課・スポーツ課 班長：生涯学習課長）</u> <u>学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）</u>																		
部	<u>消防部（部長：消防団長）</u>																		
班	<u>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</u>																		

現 行		改 正 案	
P120	<p>4 避難勧告・指示の伝達</p> <p>(2) 関係機関への通報及び相互連絡</p> <p>市長が避難の勧告・指示を行ったとき、又は警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき、<u>総務部長は</u>、次の要領により関係機関等へ連絡する。</p> <p>なお、県、警察、市及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡を行う。</p> <p>① 県への報告</p> <p><u>総務部長は</u>、避難の措置及びその解除について、県民事務所を通じて速やかに県知事に報告する。</p> <p>5 各施設の管理者の避難報告体制</p> <p>(略)</p> <p><u>総務部長は</u>、各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長へ報告する。また災害時広報における「安心情報」のデータ源としての活用を図る。</p>	<p>4 避難勧告・指示の伝達</p> <p>(2) 関係機関への通報及び相互連絡</p> <p><u>下線部削除</u></p> <p>5 各施設の管理者の避難報告体制</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P121	<p>6 警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>① 市長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立入りを制限もしくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのないときは、<u>総務部長、消防部長その他の</u>関係部長が実施する。この場合、事後ただちにその旨を市長に報告しなければならない。</p>	<p>6 警戒区域の設定</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し

現 行		改 正 案	
P122	<p>第2 避難の誘導</p> <p>2 避難の誘導を行う者 (略)</p> <p>① 市長は、<u>総務部長、消防部長（消防団長）、教育部長（教育委員会事務局教育部長）</u>に対して、必要と認める避難所・広域避難場所並びに主要地点にそれぞれ複数の市職員を派遣するなど、誘導体制の確立・強化を指示する。</p>	<p>第2 避難の誘導</p> <p>2 避難の誘導を行う者 <u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P123	<p>3 避難の誘導方法</p> <p>(2) 避難の誘導方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>避難の誘導時に留意する事項 (略)</p> <p>⑤ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、<u>総務部</u>を経由し、建設部に対して避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。</p> </div>	<p>3 避難の誘導方法</p> <p>(2) 避難の誘導方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>避難の誘導時に留意する事項 (略)</p> <p>⑤ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、<u>災害対策本部</u>を経由し、建設部に対して避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。</p> </div>	所掌事務の見直し
P124	<p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>2 開設・運営の担当者</p> <p>避難所の設置場所は、市長があらかじめ指定する避難所一覧表に基づき、そのつど決めるが、開設及び運営の実務については、<u>総務部長</u>がそれぞれの施設に複数の職員（うち1人を責任者として指名）を派遣して担当させる。</p>	<p>第3 避難所の開設・運営</p> <p>2 開設・運営の担当者 <u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し

現 行		改 正 案	
P125	<p>5 開設時の留意事項</p> <p>(1) 開設</p> <p>避難所の開設は、原則として、市長の指示により行う。ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合には、市長 <u>又は総務部長</u>からの指示がなくとも避難の必要が生じると認められる時は、「<u>特別非常参集職員</u>」又は居あわせた当該施設所属職員が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。</p> <p>(3) 報告</p> <p>避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに避難対策チーム長にその旨を報告する。避難対策チーム長は、各避難所の開設を確認後、<u>総務部長</u>に報告するとともに、避難所開設に関する広報活動の実施を<u>広報班</u>に要請する。</p> <p><u>総務部長は</u>、消防本部、県災害対策本部並びに警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡する。なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。</p>	<p>5 開設時の留意事項</p> <p>(1) 開設</p> <p>避難所の開設は、原則として、市長の指示により行う。ただし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合には、市長 <u>(削除)</u>からの指示がなくとも避難の必要が生じると認められる時は、「<u>当番非常配備班</u>」又は居あわせた当該施設所属職員が施設入口（門）の開錠をし、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。</p> <p>(3) 報告</p> <p>避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに避難対策チーム長にその旨を報告する。避難対策チーム長は、各避難所の開設を確認後、<u>教育部長</u>に報告するとともに、避難所開設に関する広報活動の実施を<u>企画部長</u>に要請する。</p> <p><u>(削除)</u>消防本部、県災害対策本部並びに警察署等関係機関に対して開設の状況を連絡する。なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。</p>	所掌事務の見直し
P126	<p>6 運営上の留意事項</p> <p>(3) 管理運営体制の確立</p> <p><u>避難者</u>の代表等（又は自治会の組織の代表等）による運営を推進し、市職員は、施設の管理や情報の伝達救援物資等の手配等、行政と住民の間の調整役として管理運営に参画するような体制の整備に努める。また、ボランティア等の協力が得られるよう努める</p>	<p>6 運営上の留意事項</p> <p>(3) 管理運営体制の確立</p> <p><u>避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した及び避難者</u>の代表等（又は自治会の組織の代表等）による運営を推進し、市職員は、施設の管理や情報の伝達救援物資等の手配等、行政と住民の間の調整役として管理運営に参画するような体制の整備に努める。また、ボランティア等の協力が得られるよう努める。</p>	女性の視点の追加
P129	<p><u>(附属資料)</u></p> <p>・<u>避難所</u> …………… (附属資料 第 4- 1)</p>	<p><u>資 料</u> <u>1 避難所</u> <u>資料編 第 5-1 (P98)</u></p>	附属資料の整理

現 行		改 正 案													
P130	<p>第6節 救出</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table> <p>1 実施体制 （1）消防本部・消防団の活動体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動態勢・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防部 (消防団)</td> <td>(1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。 (2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	機関名	活動態勢・内容	消防部 (消防団)	(1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。 (2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。	<p>第6節 救出</p> <p>削除</p> <p>1 実施体制 （1）消防本部・消防団の活動体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>活動態勢・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防班 (消防団)</td> <td>(1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。 (2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	活動態勢・内容	消防班 (消防団)	(1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。 (2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。	所掌事務の見直し
部	消防部（部長：消防団長）														
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）														
機関名	活動態勢・内容														
消防部 (消防団)	(1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。 (2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。														
機関名	活動態勢・内容														
消防班 (消防団)	(1) 災害の発生初期においては、消防団員が主力となり、自主防災組織及び付近住民を指揮し救助・救出活動を行う。 (2) 消防署・警察署・自衛隊等の救出活動専門部隊が到着した以降は現場指揮者の指示に基づき、担架による救出搬送、付近の交通整理など必要な活動に従事する。														
P133	<p>第7節 自衛隊の災害派遣</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	<p>第7節 自衛隊の災害派遣</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し								
部	総務部（部長：総務部長）														
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）														
P133	<p>1 災害派遣要請</p> <p>(1) 要請手続</p> <p>① 市長又は関係機関の長において自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>	<p>1 災害派遣要請</p> <p>(1) 要請手続</p> <p>① 市長又は関係機関の長において自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、速やかに知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p> <p><u>この場合において、市長又は関係機関の長は、必要に応じ、その旨及び当該市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知するものとする。</u></p>	県地域防災計画の修正												

現 行		改 正 案									
P134	<p>2 災害派遣部隊の受入れ (略)</p> <p>⑥ <u>総務部長は</u>、派遣部隊の到着後及び必要に応じて所定の事項について県に報告する。</p>	<p>2 災害派遣部隊の受入れ (略)</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し								
P136	<p>第8節 防災ヘリコプターの活用</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td><u>総務部（部長：総務部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</u></td> </tr> </table>	部	<u>総務部（部長：総務部長）</u>	班	<u>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</u>	<p>第8節 防災ヘリコプターの活用</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し				
部	<u>総務部（部長：総務部長）</u>										
班	<u>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</u>										
P137	<p>第9節 医療・助産（医療救護）</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td><u>市民環境部（部長：市民環境部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長）</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</u> <u>保健班（健康推進課：健康推進課長）</u></td> </tr> </table>	部	<u>市民環境部（部長：市民環境部長）</u>	班	<u>市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長）</u>	部	<u>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</u>	班	<u>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</u> <u>保健班（健康推進課：健康推進課長）</u>	<p>第9節 医療・助産（医療救護）</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
部	<u>市民環境部（部長：市民環境部長）</u>										
班	<u>市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長）</u>										
部	<u>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</u>										
班	<u>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</u> <u>保健班（健康推進課：健康推進課長）</u>										
P137	<p>■基本的な考え方</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>特に、災害発生初期においては、「医療救護要員の供給」が最優先されなければならない。市災害対策本部においては、<u>健康福祉部長</u>が各部等と連携・協力して、必要かつ十分な医療救護活動を実施するための場所、資金、資器材等の提供及び広域的な高度医療機関の確保並びに搬送体制の確立その他のバックアップに努める。</p> </td> </tr> </table>	<p>特に、災害発生初期においては、「医療救護要員の供給」が最優先されなければならない。市災害対策本部においては、<u>健康福祉部長</u>が各部等と連携・協力して、必要かつ十分な医療救護活動を実施するための場所、資金、資器材等の提供及び広域的な高度医療機関の確保並びに搬送体制の確立その他のバックアップに努める。</p>	<p>■基本的な考え方</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し							
<p>特に、災害発生初期においては、「医療救護要員の供給」が最優先されなければならない。市災害対策本部においては、<u>健康福祉部長</u>が各部等と連携・協力して、必要かつ十分な医療救護活動を実施するための場所、資金、資器材等の提供及び広域的な高度医療機関の確保並びに搬送体制の確立その他のバックアップに努める。</p>											

現 行		改 正 案								
P137	<p>1 実施体制</p> <p><u>市民環境部長及び健康福祉部長は</u>、市の地域内に災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、救護・保健活動チームを編成し、以下の手続きを行い、医療・助産の救護活動にあたる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">関係各部長、県等への協力要請</td> <td>① 医療救護体制に関する広報活動の要請 (<u>→総務部長</u>)</td> </tr> <tr> <td>② 場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請 (<u>→建設部長等</u>)</td> </tr> <tr> <td>③ 県により編成される県医療救護班の派遣要請 (→県衛生部)</td> </tr> <tr> <td>④ その他の協力要請 (<u>→その他各部長・関係機関</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	手順その他必要事項	関係各部長、県等への協力要請	① 医療救護体制に関する広報活動の要請 (<u>→総務部長</u>)	② 場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請 (<u>→建設部長等</u>)	③ 県により編成される県医療救護班の派遣要請 (→県衛生部)	④ その他の協力要請 (<u>→その他各部長・関係機関</u>)	<p>1 実施体制</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
項 目	手順その他必要事項									
関係各部長、県等への協力要請	① 医療救護体制に関する広報活動の要請 (<u>→総務部長</u>)									
	② 場所・資器材・設備・水道水等の提供協力の要請 (<u>→建設部長等</u>)									
	③ 県により編成される県医療救護班の派遣要請 (→県衛生部)									
	④ その他の協力要請 (<u>→その他各部長・関係機関</u>)									
P139	<p>2 医療・助産の救護活動の実施</p> <p>(2) 災害時医療の応援体制の整備</p> <p>① 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請</p> <p>ア <u>市民環境部長及び健康福祉部長は</u>、必要と認められる場合は、市長を通じて、県（健康福祉部健康担当局長）に県医療救護班の派遣の要請を行う。</p> <p>イ <u>市民環境部長及び健康福祉部長は</u>、必要と認められる場合は、西名古屋医師会に対して、災害時の医療救護体制の確立を要請する。</p> <p>③ 医療ボランティアの受入システム</p> <p>ア <u>市民環境部長及び健康福祉部長は</u>、市長を通じて、医療ボランティアを必要とする場合、マスコミ等と連携し、応援の要請を行う。</p>	<p>2 医療・助産の救護活動の実施</p> <p>(2) 災害時医療の応援体制の整備</p> <p>① 県医療救護班及び西名古屋医師会への要請</p> <p><u>下線部削除</u></p> <p>③ 医療ボランティアの受入システム</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し							

現 行		改 正 案	
P140	<p>3 医療救護所の設置のめやす</p> <p>(1) 設置場所</p> <p><u>市民環境部長及び健康福祉部長は</u>、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり西名古屋医師会、西春日井広域事務組合消防本部、西枇杷島警察署等の協力を得て、医療救護所を設置する。</p>	<p>3 医療救護所の設置のめやす</p> <p>(1) 設置場所</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P141	<p>5 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(2) 不測のときの調達方法</p> <p><u>健康福祉部長は</u>、災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、知事に調達を要請する。</p>	<p>5 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(2) 不測のときの調達方法</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P142	<p>7 収容医療機関の確保</p> <p>(1) 中継拠点病院</p> <p>(略)</p> <p><u>健康福祉部長は</u>、市長の指示があったとき、もしくは災害の発生により必要と認めたとき、以下のとおり中継拠点病院予定施設に対し要請する。</p> <p>(2) 後方支援病院</p> <p>(略)</p> <p><u>健康福祉部長は</u>、市長の指示があったとき、もしくは災害の発生により必要と認めたとき、以下の要請を行う。</p>	<p>7 収容医療機関の確保</p> <p>(1) 中継拠点病院</p> <p><u>下線部削除</u></p> <p>(2) 後方支援病院</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P143	<p>8 平常時救護体制への移行</p> <p>(3) 措置のあらまし</p> <p>(略)</p> <p>そのため、<u>市民環境部長及び健康福祉部長をはじめとする</u>関係各部長、関係各機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、概ね以下のとおり行う。</p>	<p>8 平常時救護体制への移行</p> <p>(3) 措置のあらまし</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し

現 行		改 正 案								
P144	<p>9 こころのケア対策 (2) 実施体制の確立 大規模災害が市の地域内を襲った場合、<u>健康福祉部長は、西名古屋医師会・県・国その他関係団体等と連携して、被災した市民及びボランティア等の「こころのケア対策」を行う。</u></p>	<p>9 こころのケア対策 (2) 実施体制の確立 <u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し							
P145	<p>①初期こころのケア対策実施体制の確立</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トータルケアセンターの設置</td> <td> ① トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・本庁舎1階ロビー <u>(→総務部長)</u> ② 要員派遣 <u>(→各部長)</u> </td> </tr> <tr> <td>心的外傷に関する啓発活動の実施</td> <td> ① 心的外傷に関する冊子・資料の作成 ② 心的外傷に関する広報活動の実施 <u>(→総務部長)</u> </td> </tr> <tr> <td>県・国等への協力要請</td> <td> ① 県により設置されるケア施設の開設要請 (→県衛生部) ② その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (→県衛生部・関係機関) ③ その他の協力要請 <u>(→その他各部長・関係機関)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	項 目		手順その他必要事項	トータルケアセンターの設置	① トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・本庁舎1階ロビー <u>(→総務部長)</u> ② 要員派遣 <u>(→各部長)</u>	心的外傷に関する啓発活動の実施	① 心的外傷に関する冊子・資料の作成 ② 心的外傷に関する広報活動の実施 <u>(→総務部長)</u>	県・国等への協力要請	① 県により設置されるケア施設の開設要請 (→県衛生部) ② その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (→県衛生部・関係機関) ③ その他の協力要請 <u>(→その他各部長・関係機関)</u>
項 目	手順その他必要事項									
トータルケアセンターの設置	① トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・本庁舎1階ロビー <u>(→総務部長)</u> ② 要員派遣 <u>(→各部長)</u>									
心的外傷に関する啓発活動の実施	① 心的外傷に関する冊子・資料の作成 ② 心的外傷に関する広報活動の実施 <u>(→総務部長)</u>									
県・国等への協力要請	① 県により設置されるケア施設の開設要請 (→県衛生部) ② その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 (→県衛生部・関係機関) ③ その他の協力要請 <u>(→その他各部長・関係機関)</u>									

現 行		改 正 案													
P145	<p>②長期的こころのケア対策実施体制への移行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施</td> <td>① 巡回スケジュールの作成 ② 避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 (→<u>市民環境部長、健康福祉部長</u>) ③ 巡回に関する広報の実施 (→<u>総務部長</u>)</td> </tr> <tr> <td>救援活動従事者向け「こころのケア」の実施</td> <td>① カウンセリングルームの開設 (→<u>市民環境部長、健康福祉部長</u>) ② 講演会・研修の実施 (→<u>市民環境部長、健康福祉部長</u>)</td> </tr> <tr> <td>その他県・国等への協力要請</td> <td>(略) ③ その他の協議会が必要と認める協力要請 (→<u>その他各部長・関係機関</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	手順その他必要事項	巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	① 巡回スケジュールの作成 ② 避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 (→ <u>市民環境部長、健康福祉部長</u>) ③ 巡回に関する広報の実施 (→ <u>総務部長</u>)	救援活動従事者向け「こころのケア」の実施	① カウンセリングルームの開設 (→ <u>市民環境部長、健康福祉部長</u>) ② 講演会・研修の実施 (→ <u>市民環境部長、健康福祉部長</u>)	その他県・国等への協力要請	(略) ③ その他の協議会が必要と認める協力要請 (→ <u>その他各部長・関係機関</u>)	<p>②長期的こころのケア対策実施体制への移行</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し				
項 目	手順その他必要事項														
巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	① 巡回スケジュールの作成 ② 避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 (→ <u>市民環境部長、健康福祉部長</u>) ③ 巡回に関する広報の実施 (→ <u>総務部長</u>)														
救援活動従事者向け「こころのケア」の実施	① カウンセリングルームの開設 (→ <u>市民環境部長、健康福祉部長</u>) ② 講演会・研修の実施 (→ <u>市民環境部長、健康福祉部長</u>)														
その他県・国等への協力要請	(略) ③ その他の協議会が必要と認める協力要請 (→ <u>その他各部長・関係機関</u>)														
P147	<p>第10節 食品の供給</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部</td> <td><u>総務部 (部長：総務部長)</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>税務班 (税務課・収納課 班長：税務課長)</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>市民環境部 (部長：市民環境部長)</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>市民班 (市民課・保険年金課 班長：市民課長)</u> <u>産業班 (産業課 班長：産業課長)</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>教育部 (部長：教育委員会事務局長)</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>学校教育班 (学校教育課 班長：学校教育課長)</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	<u>総務部 (部長：総務部長)</u>	班	<u>税務班 (税務課・収納課 班長：税務課長)</u>	部	<u>市民環境部 (部長：市民環境部長)</u>	班	<u>市民班 (市民課・保険年金課 班長：市民課長)</u> <u>産業班 (産業課 班長：産業課長)</u>	部	<u>教育部 (部長：教育委員会事務局長)</u>	班	<u>学校教育班 (学校教育課 班長：学校教育課長)</u>	<p>第10節 食品の供給</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
部	<u>総務部 (部長：総務部長)</u>														
班	<u>税務班 (税務課・収納課 班長：税務課長)</u>														
部	<u>市民環境部 (部長：市民環境部長)</u>														
班	<u>市民班 (市民課・保険年金課 班長：市民課長)</u> <u>産業班 (産業課 班長：産業課長)</u>														
部	<u>教育部 (部長：教育委員会事務局長)</u>														
班	<u>学校教育班 (学校教育課 班長：学校教育課長)</u>														

現 行		改 正 案	
P147	<p>1 食品の応急供給体制の確立</p> <p>(1) 食糧物資供給チームの編成 市の地域内に大規模災害が発生した場合、<u>総務部長は</u>市長の指示の有無に関わらず食糧物資供給チームを編成し、各時期区分に応じた適切な食品の供給を図る。</p>	<p>1 食品の応急供給体制の確立</p> <p>(1) 食糧物資供給チームの編成 <u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P148	<p>(2) 各部・関係機関・団体等の連携 <u>総務部長は、</u>食糧物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。</p> <p>(3) 食品の確保 ①食品の確保すべき目標設置のめやす <u>総務部長は、</u>関係各部長並びに県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県からの米穀等調達ルートを活用し食品を確保する。</p>	<p>(2) 各部・関係機関・団体等の連携 <u>下線部削除</u></p> <p>(3) 食品の確保 ①食品の確保すべき目標設置のめやす <u>下線部削除</u></p>	
P149	<p>(5) 需要の把握（被害状況の把握） ① <u>総務部長は、</u>関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食品の応急的供給の実施が必要な地域供給活動体制の規模等を定めるための需要調査の実施を指示する。</p> <p>(6) 食品供給所（拠点）の設定 ②周知・広報 ウ 食糧物資供給チームは、被災者に対する食品供給に関する広報活動を実施するよう、<u>広報班</u>に要請する。</p>	<p>(5) 需要の把握（被害状況の把握） <u>下線部削除</u></p> <p>(6) 食品供給所（拠点）の設定 <u>下線部削除</u></p>	

現 行		改 正 案									
P150	<p>2 市民等への食品供給の実施 (2) 炊き出し 給食センター等の調理施設の利用が可能な場合 <u>で、総務部長が認めた場合は</u>炊き出しを行うことができる。その場合、食糧物資供給チームは、米穀・副食用食材・調味料・燃料等を供給するとともに、<u>婦人会</u>、自主防災組織、日赤奉仕団その他の防災ボランティアの協力を得て行う。なお<u>総務部長がその</u>必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊き出し業務を委託する。</p>	<p>2 市民等への食品供給の実施 (2) 炊き出し 給食センター等の調理施設の利用が可能な場合 <u>(削除)</u>炊き出しを行うことができる。その場合、食糧物資供給チームは、米穀・副食用食材・調味料・燃料等を供給するとともに、<u>女性の会</u>、自主防災組織、日赤奉仕団その他の防災ボランティアの協力を得て行う。なお <u>(削除)</u> 必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊き出し業務を委託する。</p>	所掌事務の見直し								
P151	<p>(3) 業者委託による弁当類の供給 市職員の出勤状況や道路の復旧状況等により、<u>総務部長がその</u>必要があると認めた場合は、業者委託方式による弁当類の供給を行う。</p> <p>5 医療機関への食品の緊急供給の実施 病院、診療所及び腎人工透析医療施設への食品の緊急供給は、必要の有無を確認の上、<u>総務部長が</u>関係各部長と連携しながら応急供給計画をたて、部の車両及びトラック協会等の応援協力により行う。</p>	<p>(3) 業者委託による弁当類の供給 <u>下線部削除</u></p> <p>5 医療機関への食品の緊急供給の実施 <u>下線部削除</u></p>									
P153	<p>第11節 飲料水の供給 ■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部 (部長：市民環境部長)</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>市民班 (市民課・保険年金課 班長：市民課長)</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>建設部 (部長：建設部長)</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>上下水道班 (班長：上下水道課長)</td> </tr> </table>	部	市民環境部 (部長：市民環境部長)	班	市民班 (市民課・保険年金課 班長：市民課長)	部	建設部 (部長：建設部長)	班	上下水道班 (班長：上下水道課長)	<p>第11節 飲料水の供給 <u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
部	市民環境部 (部長：市民環境部長)										
班	市民班 (市民課・保険年金課 班長：市民課長)										
部	建設部 (部長：建設部長)										
班	上下水道班 (班長：上下水道課長)										

現 行		改 正 案																																					
P153	<p>1 応急給水体制の確立</p> <p>(1) ライフライン対策チームの編成 市の地域内に大規模災害が発生した場合、<u>市民環境部長</u>は市長の指示の有無に関わらずライフライン対策チームを編成し、飲料水の供給及び水道施設の復旧促進を図る。</p> <p>(2) 各部・関係機関・団体等の連携 <u>市民環境部長</u>は、ライフライン対策チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。</p>	<p>1 応急給水体制の確立</p> <p>(1) ライフライン対策チームの編成 <u>下線部削除</u></p> <p>(2) 各部・関係機関・団体等の連携 <u>下線部削除</u></p>			所掌事務の見直し																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>要請先 (部)</th> <th>要請先 (関係機関・団体等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源の確保</td> <td><u>二</u></td> <td>名古屋市上下水道局</td> </tr> <tr> <td>給水拠点の確保・運営</td> <td><u>総務部</u></td> <td>県教育委員会 (県立高校) その他避難所設置施設所管機関等</td> </tr> <tr> <td>応急給水用資器材の確保</td> <td><u>二</u></td> <td>名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店</td> </tr> <tr> <td>給水拠点への輸送業務</td> <td>建設部</td> <td>県トラック協会尾西支部</td> </tr> <tr> <td>応急給水実施に関する広報</td> <td><u>総務部</u></td> <td>ラジオ、テレビ、その他報道機関</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	要請先 (部)	要請先 (関係機関・団体等)		水源の確保	<u>二</u>	名古屋市上下水道局	給水拠点の確保・運営	<u>総務部</u>	県教育委員会 (県立高校) その他避難所設置施設所管機関等	応急給水用資器材の確保	<u>二</u>	名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店	給水拠点への輸送業務	建設部	県トラック協会尾西支部	応急給水実施に関する広報	<u>総務部</u>	ラジオ、テレビ、その他報道機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>要請先 (部)</th> <th>要請先 (関係機関・団体等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水源の確保</td> <td><u>建設部</u></td> <td>名古屋市上下水道局</td> </tr> <tr> <td>給水拠点の確保・運営</td> <td><u>建設部</u></td> <td>県教育委員会 (県立高校) その他避難所設置施設所管機関等</td> </tr> <tr> <td>応急給水用資器材の確保</td> <td><u>建設部</u></td> <td>名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店</td> </tr> <tr> <td>給水拠点への輸送業務</td> <td>建設部</td> <td>県トラック協会尾西支部</td> </tr> <tr> <td>応急給水実施に関する広報</td> <td><u>企画部</u></td> <td>ラジオ、テレビ、その他報道機関</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	要請先 (部)	要請先 (関係機関・団体等)	水源の確保	<u>建設部</u>	名古屋市上下水道局	給水拠点の確保・運営	<u>建設部</u>	県教育委員会 (県立高校) その他避難所設置施設所管機関等	応急給水用資器材の確保	<u>建設部</u>	名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店	給水拠点への輸送業務	建設部	県トラック協会尾西支部	応急給水実施に関する広報	<u>企画部</u>	ラジオ、テレビ、その他報道機関
	事 項	要請先 (部)	要請先 (関係機関・団体等)																																				
	水源の確保	<u>二</u>	名古屋市上下水道局																																				
	給水拠点の確保・運営	<u>総務部</u>	県教育委員会 (県立高校) その他避難所設置施設所管機関等																																				
	応急給水用資器材の確保	<u>二</u>	名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店																																				
給水拠点への輸送業務	建設部	県トラック協会尾西支部																																					
応急給水実施に関する広報	<u>総務部</u>	ラジオ、テレビ、その他報道機関																																					
事 項	要請先 (部)	要請先 (関係機関・団体等)																																					
水源の確保	<u>建設部</u>	名古屋市上下水道局																																					
給水拠点の確保・運営	<u>建設部</u>	県教育委員会 (県立高校) その他避難所設置施設所管機関等																																					
応急給水用資器材の確保	<u>建設部</u>	名古屋市上下水道局、西春日井広域事務組合消防本部、指定水道工事店																																					
給水拠点への輸送業務	建設部	県トラック協会尾西支部																																					
応急給水実施に関する広報	<u>企画部</u>	ラジオ、テレビ、その他報道機関																																					
P154	<p>(3) 給水源の確保</p> <p>①水道局施設・市内井戸等 大規模災害が発生した場合、<u>災対建設部長</u>は、名古屋市上下水道局と情報連絡を密にして、速やかに給水源の確保を図る。</p>	<p>(3) 給水源の確保</p> <p>①水道局施設・市内井戸等 <u>下線部削除</u></p>																																					

現 行		改 正 案	
P154	<p>(4) 需要の把握 (被害状況の把握)</p> <p>① <u>市民環境部長と建設部長と密に連絡して</u>、速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を指示する。</p> <p>(5) 給水方法</p> <p>②周知・広報</p> <p>ウ ライフライン対策チームは、被災者に対する応急給水に関する広報活動を実施するよう、<u>広報班</u>に要請する。</p>	<p>(4) 需要の把握 (被害状況の把握)</p> <p><u>下線部削除</u></p> <p>(5) 給水方法</p> <p>②周知・広報</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P155	<p>2 飲料水供給の実施</p> <p>(4) 仮設給水栓設置による応急給水</p> <p>②応急仮配管による応急給水</p> <p>復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、応急給水を行う。仮設給水栓の設置場所は、<u>建設部長が市民環境部長及び</u>関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定し、名古屋市上下水道局に要請する。</p>	<p>2 飲料水供給の実施</p> <p>(4) 仮設給水栓設置による応急給水</p> <p>②応急仮配管による応急給水</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P156	<p>3 医療機関への緊急給水の実施</p> <p>病院、診療所及び腎人工透析医療施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、<u>市民環境部長及び建設部長が連携しながら</u>応急供給計画をたて、消防本部水槽車その他市車両の運用もしくはトラック協会の応援協力により最優先で行う。</p> <p>特に、「中継拠点病院」となる施設については、災害発生後ただちに、<u>建設部長を通じて</u>水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期すものとする。</p>	<p>3 医療機関への緊急給水の実施</p> <p><u>下線部削除</u></p>	

現 行		改 正 案													
P157	<p>第12節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>税務班（税務課・収納課 班長：税務課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長） 産業班（産業課 班長：産業課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	税務班（税務課・収納課 班長：税務課長）	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長） 産業班（産業課 班長：産業課長）	部	教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）	班	学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長）	<p>第12節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p><u>削除</u></p>	<p>所掌事務の見直し</p>
部	総務部（部長：総務部長）														
班	税務班（税務課・収納課 班長：税務課長）														
部	市民環境部（部長：市民環境部長）														
班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長） 産業班（産業課 班長：産業課長）														
部	教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）														
班	学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長）														
P157	<p>1 生活必需品の給与・貸与体制の確立</p> <p>(1) 体制</p> <p>市の地域内に大規模災害が発生した場合、<u>総務部長は</u>市長の指示の有無に関わらず食糧物資供給に準じて、各時期区分に応じた適切な給与・貸与を図る。</p>	<p>1 生活必需品の給与・貸与体制の確立</p> <p>(1) 体制</p> <p><u>下線部削除</u></p>	<p>所掌事務の見直し</p>												
P158	<p>(2) 各部・関係機関・団体等の連携</p> <p><u>総務部長は</u>、食糧物資供給チームを編成した場合は、各部・関係機関等に対しそれぞれが所管する事項に関し協力が得られるよう速やかに連携体制の確立を要請する。</p> <p>(3) 生活必需品の確保</p> <p><u>総務部長は</u>、関係各部長並びに県と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに、市内協定業者からの調達ルート、県・国等からの調達ルートを活用し生活必需品を確保する。確保すべき目標設定のめやすは、以下のとおりとする。</p>	<p>(2) 各部・関係機関・団体等の連携</p> <p><u>下線部削除</u></p> <p>(3) 生活必需品の確保</p> <p><u>下線部削除</u></p>													

現 行		改 正 案																							
P160	<p>第13節 相談体制</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>市民班（市民課・保健年金課 班長：市民課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班</td> <td>社会福祉班（健康推進課 班長：健康推進課長）</td> </tr> <tr> <td>児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	市民班（市民課・保健年金課 班長：市民課長）	部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）	班	社会福祉班（健康推進課 班長：健康推進課長）	児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）	高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）	<p>第13節 相談体制</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し								
部	総務部（部長：総務部長）																								
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）																								
部	市民環境部（部長：市民環境部長）																								
班	市民班（市民課・保健年金課 班長：市民課長）																								
部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）																								
班	社会福祉班（健康推進課 班長：健康推進課長）																								
	児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）																								
	高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）																								
P160	<p>1 トータルケアセンターの開設</p> <p>(1) 開設担当部</p> <p>総務部長は、大規模災害が発生した場合は、本庁舎内にトータルケアセンターを開設する。</p> <p>(2) トータルケアセンターの設置概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>留意事項その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td> <td>高齢者や障害者の便宜を考慮し本庁舎1階ロビーに設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">担当者</td> <td>開設・調整業務</td> <td>総務部職員</td> </tr> <tr> <td>相談業務</td> <td>各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。</td> </tr> <tr> <td>カウンセリング</td> <td>災対総務部職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請</p>	事 項	留意事項その他	設置場所	高齢者や障害者の便宜を考慮し本庁舎1階ロビーに設置する。	担当者	開設・調整業務	総務部職員	相談業務	各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。	カウンセリング	災対総務部職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う	<p>1 トータルケアセンターの開設</p> <p>(1) 開設担当部</p> <p>下線部削除</p> <p>(2) トータルケアセンターの設置概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>留意事項その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td> <td>高齢者や障害者の便宜を考慮し本庁舎1階ロビーに設置する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">担当者</td> <td>開設・調整業務</td> <td>企画部職員</td> </tr> <tr> <td>相談業務</td> <td>各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。</td> </tr> <tr> <td>カウンセリング</td> <td>企画部職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な限り、県・国・その他関係機関業務に関する窓口が併設されるよう協力を要請</p>	事 項	留意事項その他	設置場所	高齢者や障害者の便宜を考慮し本庁舎1階ロビーに設置する。	担当者	開設・調整業務	企画部職員	相談業務	各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。	カウンセリング	企画部職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う	所掌事務の見直し
事 項	留意事項その他																								
設置場所	高齢者や障害者の便宜を考慮し本庁舎1階ロビーに設置する。																								
担当者	開設・調整業務	総務部職員																							
	相談業務	各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。																							
	カウンセリング	災対総務部職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う																							
事 項	留意事項その他																								
設置場所	高齢者や障害者の便宜を考慮し本庁舎1階ロビーに設置する。																								
担当者	開設・調整業務	企画部職員																							
	相談業務	各部職員複数をトータルケアセンターに派遣し要員とする。																							
	カウンセリング	企画部職員もしくは専門ボランティアの協力を得て行う																							

現 行		改 正 案								
P160	<p>2 臨時市民相談所の開設</p> <p><u>総務部長は、</u>市長から指示がある場合もしくは必要と認めた場合は、<u>市民環境部長、健康福祉部長の協力を得て、</u>避難所、地区連絡所又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、市民の相談、要望、苦情などの積極的な聴き取りに努める。</p>	<p>2 臨時市民相談所の開設</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し							
P161	<p>第14節 災害時要援護者支援対策</p> <p>■担当</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">部</td> <td><u>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">班</td> <td><u>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</u></td> </tr> <tr> <td><u>児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）</u></td> </tr> <tr> <td><u>高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）</u></td> </tr> <tr> <td><u>保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</u></td> </tr> </table>	部	<u>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</u>	班	<u>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</u>	<u>児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）</u>	<u>高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）</u>	<u>保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</u>	<p>第14節 災害時要援護者支援対策</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
部	<u>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</u>									
班	<u>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</u>									
	<u>児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）</u>									
	<u>高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）</u>									
	<u>保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</u>									
P162	<p>(2) 災害時要援護者支援対策実施体制</p> <p>① 災害時要援護者支援対策推進会議</p> <p>災害が発生した場合、<u>健康福祉部長は、</u>関係各部長、市社会福祉協議会、県・国その他協力団体等、市民と連携・協力し、災害時における災害時要援護者支援対策を統一かつ適切に行うため、災害時要援護者支援対策推進会議を設置する。</p>	<p>(2) 災害時要援護者支援対策実施体制</p> <p>① 災害時要援護者支援対策推進会議</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し							
P163	<p>(3) トータルケアセンターの活用</p> <p>(略)</p> <p>そのため、<u>健康福祉部長は、</u>災害時要援護者がサービスを支障なく受けられるように、関係各部長と連携し、関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、市役所内に設置されるトータルケアセンターに、必要な要員の確保その他の措置を講ずる。</p>	<p>(3) トータルケアセンターの活用</p> <p>(略)</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し							

現 行		改 正 案	
P163	2 高齢者支援対策 (2) 各時期区分における措置のめやす 高齢者支援対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、 <u>健康福祉部長は</u> そのつど関係各部並びに関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。	2 高齢者支援対策 (2) 各時期区分における措置のめやす <u>下線部削除</u>	所掌事務の見直し
P164	(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす 高齢者に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、 <u>健康福祉部長は</u> 以下をめやすとして、要員、資材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。	(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす <u>下線部削除</u>	所掌事務の見直し
P165	3 障害者支援対策 (2) 各時期区分における措置のめやす 障害者支援対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、そのつど <u>健康福祉部長が</u> 関係各部並びに関係機関、協力団体等と協議し決める。	3 障害者支援対策 (2) 各時期区分における措置のめやす <u>下線部削除</u>	所掌事務の見直し
P166	(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす 障害者に対する当面の応急的措置を迅速に行うため、 <u>健康福祉部長は</u> 以下をめやすとして、要員、資材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。	(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす <u>下線部削除</u>	所掌事務の見直し
P167	4 乳幼児対策 (2) 各時期区分における措置のめやす 乳幼児対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、 <u>健康福祉部長は</u> そのつど関係各部並びに関係機関、協力団体等と連携・協議して決める。実施にあたっては、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。	4 乳幼児対策 (2) 各時期区分における措置のめやす <u>下線部削除</u>	所掌事務の見直し
P168	(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす 乳幼児に対する当面の応急的措置対策を迅速に行うため、 <u>健康福祉部長は</u> 以下をめやすとして、要員、資材、専用病院・避難所等の確保について応援を要請する。	(3) 県その他関係機関・団体等への応援要請事項のめやす <u>下線部削除</u>	所掌事務の見直し

現 行		改 正 案													
P170	第15節 帰宅困難者対策 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	第15節 帰宅困難者対策 削除	所掌事務の見直し								
部	総務部（部長：総務部長）														
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）														
P171	第16節 遺体の捜索・処理・埋火葬 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長） 生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table>	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長） 生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	第16節 遺体の捜索・処理・埋火葬 削除	所掌事務の見直し
部	市民環境部（部長：市民環境部長）														
班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長） 生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）														
部	総務部（部長：総務部長）														
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）														
部	消防部（部長：消防団長）														
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）														
P172	3 遺体の処理 (略) イ 遺体の身元識別のため相互の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等は、遺体を <u>特定の場所</u> （寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設） <u>に集めて</u> 埋火葬等の措置をするまで一時保存する。	3 遺体の処理 (略) イ 遺体の身元識別のため <u>相当</u> の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等 <u>においては</u> 、遺体 <u>安置所</u> （寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設） <u>を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、</u> 埋火葬等の措置をするまで <u>遺体を</u> 一時保存する。 <u>なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。</u>	県地域防災計画の修正												

現 行		改 正 案									
P174	第17節 防疫・保健衛生 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</td> </tr> </table>	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）	部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）	班	保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）	第17節 防疫・保健衛生 <u>削除</u>	所掌事務の見直し
部	市民環境部（部長：市民環境部長）										
班	生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）										
部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）										
班	保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）										
P176	2 防疫・保健衛生活動の実施 （3）健康管理 市は、必要に応じて、避難所等に保健師等を配置し、被災者等の健康相談を行うとともに、県と協力して、保健師等による巡回健康相談を行う。	2 防疫・保健衛生活動の実施 （3）健康管理 市は、必要に応じて、避難所等に保健師等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、県と協力して、保健師等による巡回健康相談を行う。	県地域防災計画の修正								
P177	第18節 廃棄物の処理 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</td> </tr> </table>	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）	部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）	班	保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）	第18節 廃棄物の処理 <u>削除</u>	所掌事務の見直し
部	市民環境部（部長：市民環境部長）										
班	生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）										
部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）										
班	保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）										
P181	第19節 災害時における「住」対策 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>建設部（部長：建設部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>土木班（土木課 班長：土木課長）都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長）地域開発班（地域開発課 班長：地域開発課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> </table>	部	建設部（部長：建設部長）	班	土木班（土木課 班長：土木課長）都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長）地域開発班（地域開発課 班長：地域開発課長）	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	第19節 災害時における「住」対策 <u>削除</u>	所掌事務の見直し
部	建設部（部長：建設部長）										
班	土木班（土木課 班長：土木課長）都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長）地域開発班（地域開発課 班長：地域開発課長）										
部	総務部（部長：総務部長）										
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）										

現 行		改 正 案									
P182	<p>第1 実施体制</p> <p>2 災害時「住」対策推進会議</p> <p>(1) 災害時「住」対策推進会議の設置</p> <p><u>建設部長及び総務部長は、</u>関係各部長並びに愛知県建設業協会・県・国その他協力団体等・市民と連携・協力し、災害時における「住」対策を統一的かつ適切に行うため、災害時「住」対策推進会議を設置する。</p>	<p>第1 実施体制</p> <p>2 災害時「住」対策推進会議</p> <p>(1) 災害時「住」対策推進会議の設置</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し								
P183	<p>3 住宅の確保・供給体制</p> <p>(1) 市の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅建設用地の確保</td> <td>① 市内の公園の被災後の現況の把握 ② その他市内未利用地の現況把握及び用地確保 <u>(→各部長・関係機関・その他管理者)</u></td> </tr> <tr> <td>一時入居住宅の確保</td> <td>(略) ③ 公民館等の市施設のうち転用可能なもの <u>(→各部長・関係機関・その他管理者)</u></td> </tr> <tr> <td>県・国等との協議並びに協力要請</td> <td>(略) ④ 一時入居住宅提供その他の協力要請 <u>(→その他各部長・関係機関)</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	手順その他必要事項	応急仮設住宅建設用地の確保	① 市内の公園の被災後の現況の把握 ② その他市内未利用地の現況把握及び用地確保 <u>(→各部長・関係機関・その他管理者)</u>	一時入居住宅の確保	(略) ③ 公民館等の市施設のうち転用可能なもの <u>(→各部長・関係機関・その他管理者)</u>	県・国等との協議並びに協力要請	(略) ④ 一時入居住宅提供その他の協力要請 <u>(→その他各部長・関係機関)</u>	<p>3 住宅の確保・供給体制</p> <p>(1) 市の役割</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
項 目	手順その他必要事項										
応急仮設住宅建設用地の確保	① 市内の公園の被災後の現況の把握 ② その他市内未利用地の現況把握及び用地確保 <u>(→各部長・関係機関・その他管理者)</u>										
一時入居住宅の確保	(略) ③ 公民館等の市施設のうち転用可能なもの <u>(→各部長・関係機関・その他管理者)</u>										
県・国等との協議並びに協力要請	(略) ④ 一時入居住宅提供その他の協力要請 <u>(→その他各部長・関係機関)</u>										
P184	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>被災者向住宅供給に関する広報活動の実施</td> <td>① 市による広報活動の実施 ② 報道機関に対する情報の提供及び報道の要請 <u>(→災対総務部長)</u></td> </tr> </tbody> </table>	被災者向住宅供給に関する広報活動の実施	① 市による広報活動の実施 ② 報道機関に対する情報の提供及び報道の要請 <u>(→災対総務部長)</u>								
被災者向住宅供給に関する広報活動の実施	① 市による広報活動の実施 ② 報道機関に対する情報の提供及び報道の要請 <u>(→災対総務部長)</u>										
P185	<p>6 トータルケアセンター等を活用した相談支援</p> <p>(略)</p> <p>そのため、<u>建設部長は、関係各部長と連携し、</u>関係団体・専門ボランティア等の協力を得て、トータルケアセンター（市庁舎等に設置予定）に相談業務を行うための要員を確保するよう努める。</p>	<p>6 トータルケアセンター等を活用した相談支援</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し								

現 行		改 正 案	
P185	<p>第2 住宅の仮設・応急修理及び障害物に除去</p> <p>1 仮設住宅の建設</p> <p>応急仮設住宅の建設にあたっては、用地・資材・作業要員の確保を図るとともに、高齢者や障害者等が居住する上で必要な <u>仕様・規格・付帯設備等を備えたものとなる</u> ように努める。</p>	<p>第2 住宅の仮設・応急修理及び障害物に除去</p> <p>1 仮設住宅の建設</p> <p>応急仮設住宅の建設にあたっては、用地・資材・作業要員の確保を図るとともに、高齢者や障害者等が居住する上で必要な <u>構造、配置に十分配慮する</u> ように努める。</p> <p><u>また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u></p>	女性の視点の追加
P186	<p>(5) 建設場所の選定</p> <p>① 留意事項</p> <p>被災者が相当期間居住することを考慮し、建築場所の選定にあつては、以下の事項に留意する。なお、遠隔地に建設したため申込みがなく入居しないまま空家となっている分については、救助費の国庫負担の対象とならないため、<u>建設部長</u>が関係各部長・機関等の協力を得ながら選定する。</p>	<p>(5) 建設場所の選定</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P187	<p>(7) 建設及び資材等の確保</p> <p>(略)</p> <p>なお、県から委任された場合又は災害救助法が適用されないときで、市長が建設を決めた場合には、以下の調達先を参考にし、<u>建設部長</u>が関係各部長・機関・協力団体等の協力を得ながら確保を図る。</p>	<p>(7) 建設及び資材等の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し

現 行		改 正 案					
P188	<p>(9) 入居者の選定 (略)</p> <p>② 入居者の選考 入居者の選考は、<u>総務部長及び建設部長が</u>、関係各部職員、市政推進委員、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて行う。</p>	<p>(9) 入居者の選定 (略)</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し				
P188	<p>2 住宅の応急修理</p> <p>(1) 対象者 災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者。</p> <p>(3) 応急修理の申請 (略)</p>	<p>2 住宅の応急修理</p> <p>(1) 対象者 災害により住家が半壊（焼）<u>等</u>し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者。</p> <p>(3) 応急修理の申請 (略)</p> <p><u>また、県への各種情報提供等を行う。</u></p>	県地域防災計画修正による				
P191	<p>第20節 文教災害対策</p> <p>■担当</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="border: none; text-align: center;">部</td> <td style="border: none;">教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）</td> </tr> <tr> <td style="border: none; text-align: center;">班</td> <td style="border: none;">学校教育班（学校教育課 学校教育課長） 学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）</td> </tr> </table>	部	教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）	班	学校教育班（学校教育課 学校教育課長） 学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）	<p>第20節 文教災害対策</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
部	教育部（部長：教育委員会事務局教育部長）						
班	学校教育班（学校教育課 学校教育課長） 学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）						
P192	<p>1 体制</p> <p>(2) 災害時「教育」対策実施体制</p> <p>①災害時「教育」対策推進会議 <u>教育部長は</u>、関係各部長、県・国・PTAその他協力団体等、市民並びに教育委員会と連携・協力し、災害時における「教育」対策を統一かつ適切に行うため、災害時「教育」対策推進会議を設置する。</p>	<p>1 体制</p> <p>(2) 災害時「教育」対策実施体制</p> <p>①災害時「教育」対策推進会議 <u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し				

現 行		改 正 案	
P194	<p>3 児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等</p> <p>(1) 在校時間中に災害が発生した場合</p> <p>① 児童生徒の安否確認及び安全確保</p> <p><u>各学校長は、</u>在校時間中に災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童生徒、教職員の安否を確認、把握する。また状況によりあらかじめ定める避難防災計画に従いその安全確保に努める<u>とともに、教育部長に対しその旨を連絡する。</u></p> <p>登下校路の安全が確認された場合は、<u>教育部長と連絡の上、</u>保護者への引き取りの連絡、教職員の引率による集団下校その他の臨時下校等適切な措置をとる。災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。<u>この場合、教育部長にあらためて、その旨報告する。</u></p> <p>(3) 臨時休業等の措置 (略)</p> <p>ただし、<u>各学校(園)長</u>が決定し、行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。</p> <p>(4) 安否確認及びリストの作成</p> <p><u>教育部長は、</u>児童・生徒・教職員の安否の確認について、<u>各学校長、</u>関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。</p> <p>① 安否及び所在地の確認</p> <p>ア 主な確認ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校(教職員)の調査に基づく報告 ●<u>総務部の確認に基づく報告</u> 	<p>3 児童・生徒・教職員の安全確保もしくは安否の確認等</p> <p>(1) 在校時間中に災害が発生した場合</p> <p>① 児童生徒の安否確認及び安全確保</p> <p><u>学校長及び園長(以下「学校長等」という)、</u>在校時間中に災害が発生し、その必要があると認めた場合は、在籍の児童生徒、教職員の安否を確認、把握する。また状況によりあらかじめ定める避難防災計画に従いその安全確保に努める。<u>(削除)</u></p> <p><u>下線部削除</u></p> <p>(3) 臨時休業等の措置 (略)</p> <p>ただし、<u>学校長等</u>が決定し、行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。</p> <p>(4) 安否確認及びリストの作成</p> <p><u>(削除)</u>児童・生徒・教職員の安否の確認について、<u>学校長等、</u>関係各部、各避難所担当部及び関係機関・団体等の協力を得て、おおむね以下のとおり行う。</p> <p>① 安否及び所在地の確認</p> <p>ア 主な確認ルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校(教職員)の調査に基づく報告 ●<u>(削除)</u> 	所掌事務の見直し及び用語の統一

	現 行	改 正 案	
	<p>(5) 「疎開児童・生徒」リストの作成</p> <p><u>各学校長</u>は、保護者からの届出、学校教職員による「地域訪問」等により把握した限りにおける、「疎開児童・生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。なお<u>教育部長は、必要に応じて各学校長</u>に対し「疎開児童・生徒」リストの作成並びに提出を求めるものとする。</p>	<p>(5) 「疎開児童・生徒」リストの作成</p> <p><u>学校長等</u>は、保護者からの届出、学校教職員による「地域訪問」等により把握した限りにおける、「疎開児童・生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。なお<u>(削除)</u>必要に応じて<u>学校長等</u>に対し「疎開児童・生徒」リストの作成並びに提出を求めるものとする。</p>	所掌事務の見直し及び用語の統一
P195	<p>4 学校施設の被災状況の把握等</p> <p>(1) 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等</p> <p><u>各学校長</u>もしくは、当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、災害によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。</p> <p><u>各学校長</u>は、設備の被害状況とあわせて、<u>教育部長に報告し、修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。</u></p> <p><u>(2) 建設部による安全点検の実施</u></p> <p><u>建設部長は、災害によりその必要があると認めた場合は、関係各部、県・国等関係機関、建設業協会その他協力団体等と連携・協力して、市内学校施設の安全点検を実施する。</u></p>	<p>4 学校施設の被災状況の把握等</p> <p>(1) 学校教職員による校内被災箇所・危険箇所の点検等</p> <p><u>学校長等</u>もしくは、当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、災害によりその必要があると認めた場合は、直ちに学校施設の被災状況を調査し、校内被災箇所・危険箇所を把握し、可能な範囲における応急修理、立入禁止措置その他必要な措置を講ずる。</p> <p><u>学校長等</u>は、設備の被害状況とあわせて、<u>(削除)</u>修理・代替設備の供給その他必要な措置を講ずるよう要請する。</p> <p><u>(2) 削除。</u></p>	所掌事務の見直し及び用語の統一

現 行		改 正 案	
P196	<p>5 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施</p> <p>(3) 応急教育にあたっての留意事項</p> <p>① 第一期応急教育対策</p> <p><u>各学校長</u>は、「児童・生徒のこころのケア」と「教育的ケア」対策としての災害発生後、迅速に「第一期応急教育」を以下の事項に留意して実施を図る。</p> <p>② 第二期応急教育対策</p> <p>避難所が閉鎖される時期を目安として、<u>教育部長は</u>、避難所開設期間中に<u>必要な措置として</u>、関係各部、避難所担当部、関係機関・団体等並びに<u>各学校長</u>の協力を得て、第二期応急教育対策の実施の検討並びに準備を行う。</p> <p>「第二期応急教育」の実施にあたっては、以下の事項に留意して実施を図る。</p> <p>ア 教科書の給付など、そのつど状況に応じて<u>各学校長</u>が教育部長と協議して決定する。</p>	<p>5 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施</p> <p>(3) 応急教育にあたっての留意事項</p> <p>① 第一期応急教育対策</p> <p><u>学校長等</u>は、「児童・生徒のこころのケア」と「教育的ケア」対策としての災害発生後、迅速に「第一期応急教育」を以下の事項に留意して実施を図る。</p> <p>② 第二期応急教育対策</p> <p>避難所が閉鎖される時期を目安として、<u>(削除)</u>避難所開設期間中に<u>(削除)</u>、関係各部、避難所担当部、関係機関・団体等並びに<u>学校長等</u>の協力を得て、第二期応急教育対策の実施の検討並びに準備を行う。</p> <p>「第二期応急教育」の実施にあたっては、以下の事項に留意して実施を図る。</p> <p>ア 教科書の給付など、そのつど状況に応じて<u>学校長等</u>が教育部長と協議して決定する。</p>	所掌事務の見直し及び用語の統一
P197	<p>(4) 教職員の確保</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>教育部長は</u>、災害状況に対応して学校間における教職員の応援、県への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行うなど速やかに調整を図り応急教育の早期実施に努める。</p>	<p>(4) 教職員の確保</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し

現 行		改 正 案	
P198	<p>7 避難所設置に伴う学校としての協力</p> <p>(1) 避難所開設に関する協力</p> <p><u>各学校長</u>もしくは、当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。なお、その後ただちに教育部長（教育長）にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。</p> <p>(2) 避難所運営に関する協力</p> <p><u>各学校長</u>もしくは当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、市の避難所運営担当職員もしくはその他の市職員が到着するまでの間、被災者に対し、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い必要な措置を行う。</p> <p>また<u>各学校長</u>は、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間をめやすとする。</p> <p>(3) その他留意すべき事項</p> <p><u>学校（園）長</u>もしくは当日居合せた当直教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。</p>	<p>7 避難所設置に伴う学校としての協力</p> <p>(1) 避難所開設に関する協力</p> <p><u>学校長等</u>もしくは、当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、速やかに体育館等大きなスペースのとれる場所に誘導し、被災後の精神的打撃が緩和されるよう努める。なお、その後ただちに教育部長（教育長）にその旨連絡し、避難所運営担当職員の派遣を求める。</p> <p>(2) 避難所運営に関する協力</p> <p><u>学校長等</u>もしくは当日居合せた当直教職員その他の学校教職員は、市の避難所運営担当職員もしくはその他の市職員が到着するまでの間、被災者に対し、あらかじめ定める避難所運営マニュアルに従い必要な措置を行う。</p> <p>また<u>学校長等</u>は、学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の従事協力期間は災害発生後1週間をめやすとする。</p> <p>(3) その他留意すべき事項</p> <p><u>学校長等</u>もしくは当日居合せた当直教職員は、被災者に対する応対に際しては被災直後の精神的打撃や混乱状態にあることを念頭に置き接するよう努める。</p>	用語の統一

現 行		改 正 案													
P200	<p>第21節 防犯・地域安全活動</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長） 生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長） 産業班（産業課 班長：産業課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>建設部（部長：建設部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>土木班（土木課 班長：土木課長）</td> </tr> </table>	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長） 生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長） 産業班（産業課 班長：産業課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	部	建設部（部長：建設部長）	班	土木班（土木課 班長：土木課長）	<p>第21節 防犯・地域安全活動</p> <p>削除</p>	<p>所掌事務の見直し</p>
部	市民環境部（部長：市民環境部長）														
班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長） 生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長） 産業班（産業課 班長：産業課長）														
部	消防部（部長：消防団長）														
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）														
部	建設部（部長：建設部長）														
班	土木班（土木課 班長：土木課長）														
P200	<p>1 体制</p> <p><u>(1) 大規模災害発生時における対応</u></p> <p>市は、警察署と連絡を密にし、避難所、救援物資集積場所等における生活必需物資、復旧資材等の盗難防止及び救援物資の配給等から混乱防止の警戒活動や地域安全活動等、経済事犯等の犯罪の予防警戒に努める。</p> <p><u>(2) 対策実施上の基本指針</u></p> <p>① 市は、警察署長に対し被災地警備対策への協力を要請する。</p> <p>② 市並びに市民・自治会・事業所は、警察署の行う「被災地内の安全確保」のための対策の実施に対し最大限協力する。</p> <p><u>(3) 対策実施上の時期区分</u></p> <p>災害発生時における被災地警備対策は、おおむね以下の3つの時期区分に基づき段階的に行う。</p>	<p>1 対策</p> <p><u>(1) 地域安全活動の強化</u></p> <p>警察は、災害地又は警備対象の多い地域に対する警ら強化し、犯罪等の予防警戒を実施する。特に避難所、救援物資集積所等については、市を始め関係機関と連絡を密にし、生活必需物資、復旧資材等の盗難防止及び救援物資の配給等から混乱防止の警戒活動を実施するとともに、防犯連絡所を拠点とした地域安全活動を促進する。また、必要により警察官詰所等を設置する。</p> <p><u>(2) 経済事犯の取締り</u></p> <p>警察は、食品、衣料等の生活必需品及び建築資材等の買占め、売り惜しみ、暴利行為等の防止対策を早期に講じるとともに、悪質重要事犯に対しては取り締まる。</p> <p><u>(3) 応援協力</u></p> <p>市は、住民の避難、被災者の救出、遺体の捜索、交通規制等の災害応急対策について警察と緊密な連携をとるほか、警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。</p>	<p>事務の見直し</p>												

現 行			改 正 案
P200	<u>区 分</u>	<u>期間のめやす</u>	<u>措置のめやす</u>
	<u>災害発生初期の緊急措置</u>	<u>災害発生後3日目まで</u>	<u>緊急活動用車両の通行の確保</u> <u>被災者の救出救助活動</u> <u>検視（見分）要員等による死体の検視</u> <u>避難所に危険が迫った場合における避難の誘導</u> <u>市民・事業所に対する安全対策への協力要請、その他必要な事項に関する広報並びに相談受付業務</u>
	<u>第一次警備対策（避難所開設期間）</u>	<u>災害発生後4日目以降14日目まで</u>	<u>引き続き必要な上記の措置項目を実施</u> <u>被災地域における重点警戒</u> <u>重点地域における防犯・街路灯の新設・復旧</u> <u>ボランティア防犯パトロール活動の要請及び連携</u>
<u>第二次警備対策（避難所閉鎖以降）</u>	<u>災害発生後15日目以降</u>	<u>被災地域及び仮設住宅団地等における重点警戒</u> <u>市による防犯・街路灯の新設・復旧</u> <u>その他被災地の安全確保のために必要な措置</u>	
P201	<p><u>2 市の役割</u></p> <p><u>避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒及び広報活動を強化し、各種犯罪等の未然防止に努める。</u></p> <p><u>(1) 市民部</u></p> <p><u>各部、協力団体並びに町内会、自主防災組織等の住民団体に対し、避難所及び被災地における「安全確保」のための活動への協力並びに防犯灯の復旧・設置等の必要な措置の実施を要請</u></p>		

現 行	改 正 案	
<p><u>する。あわせて調整を行う。</u></p> <p><u>(2) 建設部</u></p> <p><u>① 災害により被災した街路灯の調査を行うとともに、各道路管理者・関係機関等と連携・協力して復旧・設置等の必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>② その他防犯活動に必要な協力を行う。</u></p> <p><u>(3) 消防部</u></p> <p><u>① 消防署・警察署・自衛隊等の活動に対して協力を行う。</u></p> <p><u>② 夜間においては、警察署・消防署・各協力団体・警備業者等と連携・協力し、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを行う。</u></p> <p><u>(4) その他各部</u></p> <p><u>各部は、その所管する業務に基づき必要な協力を行う。</u></p> <p><u>3 市民・事業所の果たすべき役割</u></p> <p><u>市民・業種別団体及び事業所は、自ら居住する区域において、可能な限り消防署・警察署・自衛隊等の救出部隊に協力し救出活動に参加する。また市・警察署・消防署等防災関係機関から要請された場合は、「被災地における安全確保」のために必要な協力を最大限行う。</u></p> <p><u>4 西枇杷島警察署への要請</u></p> <p><u>災害発生後にはさまざまな社会的混乱の発生が予測されるので、西枇杷島警察署への各種の犯罪の予防及び取り締まり、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安の万全について要請を行う。</u></p> <p><u>なお、大規模災害発生直後における警察活動の任務は、概ね次</u></p>		

P202

現 行		改 正 案													
	<p><u>のとおりとなっている。</u></p> <p><u>① 被害の実態把握</u></p> <p><u>② 被災地域住民の避難場所への避難誘導及び警戒区域の設定</u></p> <p><u>③ 交通秩序維持のための交通規制及び避難道路並びに緊急交通路の確保</u></p> <p><u>④ 被害の拡大防止</u></p> <p><u>⑤ 危険にさらされている者及び負傷者の救出救護</u></p> <p><u>⑥ 死体の検視、(見分) 並びに行方不明者の捜索</u></p> <p><u>⑦ 被災地及び避難場所の警戒</u></p> <p><u>⑧ 犯罪の予防、取締り</u></p> <p><u>⑨ 不法行為の未然防止及び鎮圧</u></p> <p><u>⑩ 食糧倉庫及び救助物資集積所等の警戒</u></p> <p><u>⑪ 被災地における情報の収集</u></p> <p><u>⑫ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力</u></p> <p><u>⑬ その他災害警備に必要な警察活動</u></p> <p>5 応援協力関係</p> <p><u>市は、警察署の実施する防犯・地域安全活動に対し、積極的に協力する。</u></p>														
P203	<p>第22節 交通</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td><u>総務部 (部長：総務部長)</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>総務班 (防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長)</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>広報通信部 (部長：企画部長)</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>広報班 (人事秘書課 班長：人事秘書課長)</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>建設部 (部長：建設部長)</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>土木班 (土木課 班長：土木課長)</u></td> </tr> </table>	部	<u>総務部 (部長：総務部長)</u>	班	<u>総務班 (防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長)</u>	部	<u>広報通信部 (部長：企画部長)</u>	班	<u>広報班 (人事秘書課 班長：人事秘書課長)</u>	部	<u>建設部 (部長：建設部長)</u>	班	<u>土木班 (土木課 班長：土木課長)</u>	<p>第22節 交通</p> <p><u>削除</u></p>	<p>所掌事務の見直し</p>
部	<u>総務部 (部長：総務部長)</u>														
班	<u>総務班 (防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長)</u>														
部	<u>広報通信部 (部長：企画部長)</u>														
班	<u>広報班 (人事秘書課 班長：人事秘書課長)</u>														
部	<u>建設部 (部長：建設部長)</u>														
班	<u>土木班 (土木課 班長：土木課長)</u>														

現 行		改 正 案	
P205	5 路上放置車両等に対する措置	<p>5 路上放置車両等に対する措置</p> <p><u>(2) 警察官の措置</u></p> <p><u>災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。</u></p> <p><u>(ア) 当該車両の運転手等に対し、車両移動等の必要な措置を命じる。</u></p> <p><u>(イ) 運転手等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。</u></p> <p><u>(ウ) この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。</u></p> <p><u>(エ) また、警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</u></p> <p><u>(3) 自衛官及び消防吏員の措置</u></p> <p><u>警察官がその場にはいない場合に限り、上記措置を自ら行うことができ、その場合、措置命令・措置通知書により、当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</u></p> <p><u>(4) その他</u></p> <p><u>県警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。</u></p> <p>6 障害物の除去</p> <p><u>警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防</u></p>	事務の見直し

現 行	改 正 案
	<p><u>機</u></p> <p><u>7 エリア交通規制</u> <u>被害が集中したエリアの境界及び県境において、一般車両を対象とした交通の抑制・制限及び広報活動等を、交通の状況に応じて検問場所を設けて行う。</u></p> <p><u>8 被災地周辺の交通規制</u> <u>被害状況により、その周辺の主要箇所において、一般車両を対象とする必要な通行禁止規制等を行う。</u></p> <p><u>9 広範囲な交通規制</u> <u>必要により、周辺の県警察とともに、広範囲な交通規制を行う。</u></p> <p><u>10 その他の交通規制</u> <u>道路の亀裂、損壊、橋の落下その他交通の支障のある箇所については、被災現場で活動する警察官又は道路管理者が発見の都度、危険防止のための交通規制を実施する。</u></p> <p><u>11 緊急通行車両等の確認</u> <u>県公安委員会（県警察本部）が災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、市は緊急通行車両等の確認を受けるため、必要な手続きを行う。</u> <u>なお、本手続きを円滑に受けられるよう、市は市所有の緊急輸送を行う計画のある車両について、県公安委員会が別に定めるところにより、緊急通行車両等の事前届出を実施しておくものとする。</u></p> <p><u>12 相互協力</u> <u>(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道</u></p>

現 行		改 正 案													
		<p><u>路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</u></p> <p><u>(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講じるものとする。</u></p>													
P205	<p>6 市民の自動車利用自粛 (略)</p> <p>(2) 代替交通輸送手段の確保 緊急時の交通管制を適切に実施するため、一般自家用車両の通行自粛を徹底する観点から、以下の3つの基本方針に基づき「代替交通手段」の確保を図る。</p> <p>① <u>路線バスを運行する名鉄バスに対して臨時ダイヤによる運行を、またJR東海に対して不通区間における代替バスの運行をそれぞれ速やかに開始するよう要請するとともに、バス専用車線を確保する。</u></p>	<p>6 市民の自動車利用自粛 (略)</p> <p>(2) 代替交通輸送手段の確保 緊急時の交通管制を適切に実施するため、一般自家用車両の通行自粛を徹底する観点から、以下の3つの基本方針に基づき「代替交通手段」の確保を図る。</p> <p>① <u>(削除) JR東海及び名古屋鉄道</u>に対して不通区間における代替バスの運行をそれぞれ速やかに開始するよう要請するとともに、バス専用車線を確保する。</p>	用語の統一												
P206	<p>第23節 輸送</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td><u>総務部 (部長：総務部長)</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>総務班 (防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長)</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>広報通信部 (部長：企画部長)</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>広報班 (人事秘書課 班長：人事秘書課長)</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>建設部 (部長：建設部長)</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>土木班 (土木課 班長：土木課長)</u></td> </tr> </table>	部	<u>総務部 (部長：総務部長)</u>	班	<u>総務班 (防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長)</u>	部	<u>広報通信部 (部長：企画部長)</u>	班	<u>広報班 (人事秘書課 班長：人事秘書課長)</u>	部	<u>建設部 (部長：建設部長)</u>	班	<u>土木班 (土木課 班長：土木課長)</u>	<p>第23節 輸送</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
部	<u>総務部 (部長：総務部長)</u>														
班	<u>総務班 (防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長)</u>														
部	<u>広報通信部 (部長：企画部長)</u>														
班	<u>広報班 (人事秘書課 班長：人事秘書課長)</u>														
部	<u>建設部 (部長：建設部長)</u>														
班	<u>土木班 (土木課 班長：土木課長)</u>														

現 行		改 正 案	
P206	<p>1 輸送業務実施体制 (略)</p> <p>(1) 指針 (略)</p> <p>① <u>建設部長は</u>、市・企業等が有する車両・要員を迅速かつ効率的に管理・運用するため県トラック協会尾西支部に対して災害時輸送業務実施体制確立のための協力を要請する。なお、協力活動を適切に行うため、あらかじめ必要な協定を締結し実施計画の作成を要請しておく。</p> <p>② <u>建設部長は</u>、各部が管理する車両を効率的に管理・運用するため、各部長に対し大規模災害時における市所有車両運用上のルールの確認・徹底を図る。その他必要な措置について、あわせて実施を要請する。</p>	<p>1 輸送業務実施体制 (略)</p> <p>(1) 指針 (略)</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し
P207	<p>③ <u>建設部長は</u>、県警察本部もしくは西枇杷島警察署に要請して、市が行う輸送業務に必要な緊急輸送車両について、その確認手続きを行う。</p> <p>④ <u>建設部長は</u>、関係各部長と協力・連携し鉄道、ヘリコプター、ボートその他必要な輸送手段を確保する。</p>		

現 行		改 正 案													
P209	<p>第24節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>土木部（部長：土木部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>上水道班（水道事業所水道課 班長：水道課長） 下水道班（下水道課 班長：下水道課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>広報通信部（部長：企画部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>通信整備班（企画政策課 班長：企画政策課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長）</td> </tr> </table>	部	土木部（部長：土木部長）	班	上水道班（水道事業所水道課 班長：水道課長） 下水道班（下水道課 班長：下水道課長）	部	広報通信部（部長：企画部長）	班	通信整備班（企画政策課 班長：企画政策課長）	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長）	<p>第24節 電力・ガス・水道及び一般通信施設等の対策</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し
部	土木部（部長：土木部長）														
班	上水道班（水道事業所水道課 班長：水道課長） 下水道班（下水道課 班長：下水道課長）														
部	広報通信部（部長：企画部長）														
班	通信整備班（企画政策課 班長：企画政策課長）														
部	市民環境部（部長：市民環境部長）														
班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長）														
P210	<p>2 市の役割</p> <p>(1) 清須市防災会議</p> <p>建設部長、企画部長、市民環境部長は、災害時における「ライフライン」対策の「効率的かつ安全」な復旧が進展するよう、必要に応じて、清須市防災会議の開催を要請する。</p>	<p>2 市の役割</p> <p>(1) 清須市防災会議</p> <p>下線部削除</p>	所掌事務の見直し												
P211	<p>3 電気（中部電力株式会社）</p> <p>(3) 広報サービス</p> <p>(イ) 移動相談所の開設</p> <p>被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため速やかに移動相談所を開設する。</p>	<p>3 電気（中部電力株式会社）</p> <p>(3) 広報サービス</p> <p>(イ) 臨時電気相談窓口の設置</p> <p>被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。</p>	県地域防災計画の修正												
P211	<p>5 上水道</p> <p>6 下水道</p> <p>7 一般通信施設等</p>	<p>5 LPガス（プロパンガス）施設</p> <p>(1) 災害時における復旧対策</p> <p>災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、社団法人愛知県エルピーガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認、情報収集を行い、緊急対応措置を講じる。また、二次災害の発生防止措置を講じる。その</p>	県の指摘による												

現 行	改 正 案
	<p><u>後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。</u></p> <p><u>(2) 災害時におけるLPガスの保安</u></p> <p><u>LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏えいの危険がある場合、若しくは爆発する等の災害が発生した場合、次によりそれぞれ応急措置を講じる。</u></p> <p><u>ア LPガス供給設備が危険な状態になった時は、直ちに容器を撤去し、安全措置を講じる。</u></p> <p><u>イ LPガス配管の折損等によって漏えいの危険がある場合は、バルブを閉止するなど危険防止に必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>ウ 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災局、西枇杷島警察署、市災害対策本部、消防署等へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認める時は、付近の住民に避難するよう警告する。</u></p> <p><u>(3) 応援協力関係</u></p> <p><u>社団法人愛知県エルピーガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、社団法人エルピーガス協会を通じて他の都道府県の社団法人LPガス協会に応援を要請する。</u></p> <p><u>6</u> 上水道</p> <p><u>7</u> 下水道</p> <p><u>8</u> 一般通信施設</p>

現 行		改 正 案																		
P214	<p>第25節 ボランティアの受入れ</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>広報通信部（部長：企画部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>広報班（人事秘書課 班長：人事秘書課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">班</td> <td>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</td> </tr> <tr> <td>児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）</td> </tr> <tr> <td>保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>建設部（部長：建設部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長）</td> </tr> <tr> <td>協力機関</td> <td>社会福祉協議会</td> </tr> </table>	部	広報通信部（部長：企画部長）	班	広報班（人事秘書課 班長：人事秘書課長）	部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）	班	社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）	児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）	高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）	保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）	部	建設部（部長：建設部長）	班	都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長）	協力機関	社会福祉協議会	<p>第25節 ボランティアの受入れ</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し
部	広報通信部（部長：企画部長）																			
班	広報班（人事秘書課 班長：人事秘書課長）																			
部	健康福祉部（部長：健康福祉部長）																			
班	社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）																			
	児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）																			
	高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）																			
	保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）																			
部	建設部（部長：建設部長）																			
班	都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長）																			
協力機関	社会福祉協議会																			
P214	<p>1 市の役割</p> <p><u>企画部長、健康福祉部長、建設部長は、</u>大規模災害が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、市長の指示の如何に関わらず、以下のとおりボランティア受入れ体制を確立する。</p>	<p>1 市の役割</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し																	
P217	<p>第26節 義援金品等の募集・受付・配分</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長）	<p>第26節 義援金品等の募集・受付・配分</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し									
部	総務部（部長：総務部長）																			
班	防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長																			
部	市民環境部（部長：市民環境部長）																			
班	市民班（市民課・保険年金課 班長：市民課長）																			

現 行		改 正 案									
P217	<p>2 配分</p> <p>配分は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。</p>	<p>2 配分</p> <p><u>(1) 配分は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。</u></p> <p><u>(2) 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに配分委員会に送付される。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と市等と協議の上配分される。</u></p> <p><u>(3) 報道機関、各種団体等で募集した義援金は被災者に配分される。又は、必要に応じて、市に寄託されて被災者に配分される。</u></p>	<p>県地域 防災計 画の修 正</p>								
P218	<p>第27節 広域応援活動及び防災活動拠点の確保</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	<p>第27節 広域応援活動及び防災活動拠点の確保</p> <p><u>削除</u></p>	<p>所掌事 務の見 直し</p>
部	総務部（部長：総務部長）										
班	防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長										
部	消防部（部長：消防団長）										
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）										
P218	<p>1 相互協力・応援要請</p> <p>(1) 知事等に対する応援要請等 (略)</p> <p>② 市長は、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があるときは、尾張方面本部を通して県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。<u>なお、県を通じた協力・応援の要請及び受入れについては、総務部長が調整統括する。</u></p>	<p>1 相互協力・応援要請</p> <p>(1) 知事等に対する応援要請等 (略)</p> <p><u>下線部削除</u></p>	<p>所掌事 務の見 直し</p>								

現 行		改 正 案					
P219	<p>(4) 民間団体及び事業所との協力 (略)</p> <p><u>③ 自主防災組織その他</u> <u>現在、結成されている自主防災組織は以下のとおりである。なお、各部は各所管の業種別団体等及び事業所との災害時における協力が円滑に行われるよう平素より備えるものとする。</u></p>	<p>(4) 民間団体及び事業所との協力 (略)</p> <p><u>③ 削除</u></p>	所掌事務の見直し				
P220	<p>第28節 防災営農</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>市民環境部（部長：市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>産業班（産業課 班長：産業課長）</td> </tr> </table>	部	市民環境部（部長：市民環境部長）	班	産業班（産業課 班長：産業課長）	<p>第28節 防災営農</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
部	市民環境部（部長：市民環境部長）						
班	産業班（産業課 班長：産業課長）						
P220	<p><u>(3) ため池</u> <u>市は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施する他、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。</u> <u>なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、水防管理団体と相互に連絡をして行う。</u></p> <p><u>(4) 用排水路</u></p>	<p><u>削除</u></p> <p><u>(3) 用排水路</u></p>	市の状況の把握				

現 行		改 正 案																					
P222	第29節 水防 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>建設部（部長：建設部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>土木班（土木課 班長：土木課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	建設部（部長：建設部長）	班	土木班（土木課 班長：土木課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	第29節 水防 <u>削除</u>	所掌事務の見直し								
部	総務部（部長：総務部長）																						
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）																						
部	建設部（部長：建設部長）																						
班	土木班（土木課 班長：土木課長）																						
部	消防部（部長：消防団長）																						
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）																						
P223	2 体制 (1) 水防配備体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水防本部の配備基準</th> <th>災害対策本部の設置状況</th> <th>体制（動員）内容</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一 非常配備</td> <td>市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報</td> <td>設置に至らない場合</td> <td>情報連絡活動を主として必要最小限の組織</td> <td> 情報（気象情報を含む）の受理伝達、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒 状況によって早期の水防活動を実施する <u>[総務班、土木班、消防班]</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	水防本部の配備基準	災害対策本部の設置状況	体制（動員）内容	活動内容	第一 非常配備	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報	設置に至らない場合	情報連絡活動を主として必要最小限の組織	情報（気象情報を含む）の受理伝達、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒 状況によって早期の水防活動を実施する <u>[総務班、土木班、消防班]</u>	2 体制 (1) 水防配備体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>水防本部の配備基準</th> <th>災害対策本部の設置状況</th> <th>体制（動員）内容</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一 配備体制</td> <td>市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報</td> <td>設置に至らない場合</td> <td>情報連絡活動を主として必要最小限の組織</td> <td> 情報（気象情報を含む）の受理伝達、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒 状況によって早期の水防活動を実施する <u>削除</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	水防本部の配備基準	災害対策本部の設置状況	体制（動員）内容	活動内容	第一 配備体制	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報	設置に至らない場合	情報連絡活動を主として必要最小限の組織	情報（気象情報を含む）の受理伝達、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒 状況によって早期の水防活動を実施する <u>削除</u>	所掌事務の見直し
区分	水防本部の配備基準	災害対策本部の設置状況	体制（動員）内容	活動内容																			
第一 非常配備	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報	設置に至らない場合	情報連絡活動を主として必要最小限の組織	情報（気象情報を含む）の受理伝達、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒 状況によって早期の水防活動を実施する <u>[総務班、土木班、消防班]</u>																			
区分	水防本部の配備基準	災害対策本部の設置状況	体制（動員）内容	活動内容																			
第一 配備体制	市域に次の注意報が1つ以上発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報	設置に至らない場合	情報連絡活動を主として必要最小限の組織	情報（気象情報を含む）の受理伝達、河川等の堤防、その他危険箇所の巡視警戒 状況によって早期の水防活動を実施する <u>削除</u>																			

現 行		改 正 案									
P225	第30節 航空災害対策 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・ 監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・ 監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	第30節 航空災害対策 <u>削除</u>	所掌事務の見直し
部	総務部（部長：総務部長）										
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・ 監査委員事務局 班長：防災行政課長）										
部	消防部（部長：消防団長）										
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）										
P228	第31節 鉄道災害対策 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・ 監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・ 監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	第31節 鉄道災害対策 <u>削除</u>	所掌事務の見直し
部	総務部（部長：総務部長）										
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・ 監査委員事務局 班長：防災行政課長）										
部	消防部（部長：消防団長）										
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）										
P230	第32節 道路災害対策 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・ 監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・ 監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	第32節 道路災害対策 <u>削除</u>	所掌事務の見直し
部	総務部（部長：総務部長）										
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・ 監査委員事務局 班長：防災行政課長）										
部	消防部（部長：消防団長）										
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）										

現 行		改 正 案									
P232	<p>第3 3節 危険物及び毒物劇物等<u>化学薬品類災害対策</u></p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防団 班長：消防団副団長）	<p>第3 3節 危険物及び毒物劇物等<u>災害対策及び放射性物質災害対策</u></p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し
部	総務部（部長：総務部長）										
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）										
部	消防部（部長：消防団長）										
班	消防団 班長：消防団副団長）										
P236	<p>第3 4節 大規模な火事災害対策</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	<p>第3 4節 大規模な火事災害対策</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し
部	総務部（部長：総務部長）										
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）										
部	消防部（部長：消防団長）										
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）										
		<p>第3 5節 <u>災害救助法の適用</u></p> <p>1 方針</p> <p><u>市域に災害が発生し、災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、知事が救助の実施機関となるが、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社愛知県支部が実施するほか、市長が知事の救助の委任を受け、又は知事の補助機関として応急的、一時的に必要な救助を行い、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。</u></p> <p><u>市長は、単独の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県に報告する。実施した応急救助については、災害救助法が適用された場合、災害救助法に基づく救助として取扱う。</u></p>									

現 行	改 正 案
	<p><u>2 対策</u></p> <p><u>(1) 災害救助法の適用基準</u></p> <p><u>災害救助法は、被害が次のいずれかに該当する時に適用される。</u></p> <p><u>① 適用の要件</u></p> <p><u>ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。</u></p> <p><u>イ 原則として同一の原因による災害であること。</u></p> <p><u>ウ 災害救助法による救助の要・否は、市単位で判定すること。</u></p> <p><u>② 適用基準</u></p> <p><u>ア 住家等への被害が生じた場合</u></p> <p><u>(ア) 市内に全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯が 100 世帯以上に達したとき。</u></p> <p><u>(イ) 被害世帯が(ア)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合であって、市の住家滅失世帯数が 50 世帯以上に達したとき。</u></p> <p><u>(ウ) 被害世帯数が(ア)又は(イ)の基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。</u></p> <p><u>(エ) 市の被害が(ア)、(イ)及び(ウ)に該当しないが、特別な事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。</u></p> <p><u>イ 生命・身体への危害が生じた場合</u></p> <p><u>被害がアの(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)に該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき。</u></p> <p><u>(ア) 災害が発生し、又は受ける恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</u></p> <p><u>(イ) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の</u></p>

現 行	改 正 案															
	<p><u>給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</u></p> <p>③ <u>被害世帯数の算定基準</u> <u>適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。</u></p> <p><u>ア 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち、全焼、全壊、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。</u></p> <p><u>[計算式]</u> <u>被害世帯数＝全壊世帯数＋全焼世帯数＋流失世帯数＋（半壊世帯数＋半焼世帯数）×1/2＋（床上浸水等世帯数）×1/3</u></p> <p><u>イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。</u></p> <p><u>ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。</u></p> <p><u>エ 多数の世帯とは、周囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 1129 1944 1374"> <tbody> <tr> <td>様式</td> <td>1 災害発生中間情報</td> <td>様式編 様式 54 (P59)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 被害状況調</td> <td>様式編 様式 55 (P60)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 災害救助費概算額調</td> <td>様式編 様式 56 (P61)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 災害救助法の適用について (依頼)</td> <td>様式編 様式 57 (P62)</td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td>1 災害救助法の適用基準</td> <td>参考編 15 (P188)</td> </tr> </tbody> </table>	様式	1 災害発生中間情報	様式編 様式 54 (P59)		2 被害状況調	様式編 様式 55 (P60)		3 災害救助費概算額調	様式編 様式 56 (P61)		4 災害救助法の適用について (依頼)	様式編 様式 57 (P62)	参考	1 災害救助法の適用基準	参考編 15 (P188)
様式	1 災害発生中間情報	様式編 様式 54 (P59)														
	2 被害状況調	様式編 様式 55 (P60)														
	3 災害救助費概算額調	様式編 様式 56 (P61)														
	4 災害救助法の適用について (依頼)	様式編 様式 57 (P62)														
参考	1 災害救助法の適用基準	参考編 15 (P188)														

現 行	改 正 案			
	<p>(2) <u>災害救助法による救助の種類</u> <u>災害救助法による救助の種類は、次に掲げるとおりである。</u></p> <p>①<u>収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与</u> ②<u>炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</u> ③<u>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u> ④<u>医療及び助産</u> ⑤<u>災害にかかった者の救出</u> ⑥<u>災害にかかった住宅の応急修理</u> ⑦<u>生業に必要な資金の貸与</u> ⑧<u>学用品の給与</u> ⑨<u>埋葬</u> ⑩<u>遺体の搜索</u> ⑪<u>遺体の処理</u> ⑫<u>障害物の除去</u> ⑬<u>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出</u></p> <p>(3) <u>職権の一部委任</u> <u>災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第30条及び同法施行令第23条により、知事より救助の委任の通知を受けた市長は、委任された救助を実施する。</u></p> <p>(4) <u>救助の程度及び方法</u> <u>災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 1289 1944 1331"> <tr> <td data-bbox="1115 1289 1189 1331">参考</td> <td data-bbox="1189 1289 1621 1331">1 災害救助法施行細則</td> <td data-bbox="1621 1289 1944 1331">参考編 14 (P164)</td> </tr> </table> <p>(5) <u>被災台帳の作成</u></p>	参考	1 災害救助法施行細則	参考編 14 (P164)
参考	1 災害救助法施行細則	参考編 14 (P164)		

現 行	改 正 案															
	<p>①災害が発生したときは、被災状況調査表により調査のうえ遅滞なく被災台帳（様式8）を整備する。</p> <p>②市長は、災害による被災証明書の発行の必要のあるときは、次の要領により行う。</p> <p>ア 被害状況が確認できないときは、本人の申告により仮被災証明書（様式10）を発行する。</p> <p>イ 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申告により、被災証明書を発行する。</p> <p>ウ 仮被災証明書を発行した者については、被災台帳に記載されている者に限り、申告により被災証明書を発行する。</p> <table border="1" data-bbox="1117 663 1944 786"> <tr> <td>様式</td> <td>1 被災状況調査表（兼台帳）</td> <td>様式編 様式8（P8）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 証明願</td> <td>様式編 様式9（P9）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 仮被災証明書</td> <td>様式編 様式10（P10）</td> </tr> </table> <p>（6）救助事務の処理方法に関する事項</p> <p>市長が救助の実施に関し、知事の補助機関として活動する場合、災害救助法が適用された日から救助が完了する日までの間、毎日、知事に救助の実施状況について報告しなければならない。また、状況により、報告は電話でもさしつかえない。</p> <p>①救助実施記録日計票（様式11）</p> <p>②救助日報（様式12）</p> <p>③救助の種類別実施状況の報告</p> <p>救助の種類別実施状況</p> <table border="1" data-bbox="1117 1294 1944 1414"> <thead> <tr> <th>救 助 の 種 類</th> <th>報 告 す べ き 事 項</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難所の設置</td> <td>1 避難所の開設の日時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式	1 被災状況調査表（兼台帳）	様式編 様式8（P8）		2 証明願	様式編 様式9（P9）		3 仮被災証明書	様式編 様式10（P10）	救 助 の 種 類	報 告 す べ き 事 項	区 分	1 避難所の設置	1 避難所の開設の日時	
様式	1 被災状況調査表（兼台帳）	様式編 様式8（P8）														
	2 証明願	様式編 様式9（P9）														
	3 仮被災証明書	様式編 様式10（P10）														
救 助 の 種 類	報 告 す べ き 事 項	区 分														
1 避難所の設置	1 避難所の開設の日時															

現 行		改 正 案	
			<u>2 開設の場所又は個所数及び収容人員</u> ○ <u>3 開設期間の見込み</u>
	<u>2 応急仮設住宅の供与</u>	<u>1 設置希望戸数</u> <u>2 対象世帯の状況</u> <u>3 設置予定場所</u> <u>4 着工・完工の予定年月日</u>	
	<u>3 炊出しその他による食品の給与</u>	<u>1 炊出場所又は個所数</u> <u>2 給食人員数及び給食数</u> <u>3 炊出予定期間</u>	○ ○
	<u>4 飲料水の供給</u>	<u>1 供給を必要とする人員</u> <u>2 供給人員</u> <u>3 供給予定人員</u>	○
	<u>5 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u>	<u>1 主たる品目別給与点数</u> <u>2 給与世帯数（被害区分別）</u>	○ ○
	<u>6 医療及び助産</u>	<u>1 医療を行った人員</u> <u>2 助産を行った人員</u>	○ ○
	<u>7 災害にかかった者の救出</u>	<u>1 行方不明者数</u> <u>2 救出人員</u>	○
	<u>8 災害にかかった住宅の応急修理</u>	<u>1 応急修理を必要とする世帯数</u> <u>2 応急修理完了世帯数</u>	○
	<u>9 生業に必要な資金の貸与</u>	<u>1 貸与を必要とする世帯数</u>	
	<u>10 学用品の給与</u>	<u>1 教科書の給与を必要とする児童・生徒数</u> <u>2 文房具・通学用品の給与を必要とする児童・生徒数</u> <u>3 給与状況（小中学校別人員、給与品目）</u>	○

現 行		改 正 案					
		<u>11 埋葬</u>	<u>1 埋葬数</u> ○				
		<u>12 遺体の搜索及び遺体の処理</u>	<u>1 搜索を必要とする数</u> <u>2 遺体処理数</u> ○				
		<u>13 障害物の除去</u>	<u>1 障害物の除去を必要とする世帯数</u> <u>2 除去完了世帯数</u> ○				
		<p>注 1 ○印の事項は、毎日の報告に際して、前日までの累計数と当日分の数を報告すること。</p> <p>2 各救助種類別に、救助に要した費用もできるだけ報告すること。</p>					
		様式	<table border="1"> <tr> <td><u>1 救助実施記録日計票</u></td> <td>様式編 様式 11 (P12)</td> </tr> <tr> <td><u>2 救助日報</u></td> <td>様式編 様式 12 (P13)</td> </tr> </table>	<u>1 救助実施記録日計票</u>	様式編 様式 11 (P12)	<u>2 救助日報</u>	様式編 様式 12 (P13)
<u>1 救助実施記録日計票</u>	様式編 様式 11 (P12)						
<u>2 救助日報</u>	様式編 様式 12 (P13)						

清須市防災計画 第4章 地震災害応急対策計画 (H24.3.1時点)

現 行		改 正 案									
P239	<p>第1節 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>各部（部長：各部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>各班（各課 班長：各課長）</td> </tr> </table>	部	各部（部長：各部長）	班	各班（各課 班長：各課長）	<p>第1節 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し				
部	各部（部長：各部長）										
班	各班（各課 班長：各課長）										
P240	<p>1 市災害対策本部</p> <p>(1) <u>市災害対策本部の体制</u></p>	<p>1 市災害対策本部</p> <p>(1) <u>災害対策本部の組織及び運営</u></p> <p><u>災害対策本部の組織及び運営は、本部員会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>資料</td> <td>1 組織図（第3 非常配備体制）</td> <td>資料編 第1 (P63)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">参考</td> <td>1 清須市災害対策本部条例</td> <td>参考編 3 (P104)</td> </tr> <tr> <td>2 清須市災害対策本部要綱</td> <td>参考編 4 (P105)</td> </tr> </table>	資料	1 組織図（第3 非常配備体制）	資料編 第1 (P63)	参考	1 清須市災害対策本部条例	参考編 3 (P104)	2 清須市災害対策本部要綱	参考編 4 (P105)	所掌事務の見直し
資料	1 組織図（第3 非常配備体制）	資料編 第1 (P63)									
参考	1 清須市災害対策本部条例	参考編 3 (P104)									
	2 清須市災害対策本部要綱	参考編 4 (P105)									
P241	<u>(2) 災害対策本部の事務分掌</u>	削除									
P243	<p><u>(3) 市災害対策本部の設置及び廃止</u></p> <p>① 設置</p> <p>ア 設置の<u>基準</u></p> <p>② 設置の決定</p> <p>本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長不在の場合は副市長又は総務部長が設置の決定を代行する。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。<u>また部長以下の各職員は、本部設置の必要があると判断した時は、以下のとおり行う。</u></p> <p><u>ア 市長は、上記の設置基準に基づき、総合的な応急対策を必要とすると認めるときは、市災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>イ 本部組織に基づく本部員に当てられている者（以下「部長</u></p>	<p><u>(2) 市災害対策本部の設置及び廃止</u></p> <p>① <u>市災害対策本部の設置</u></p> <p>ア <u>市災害対策本部の設置基準</u></p> <p>② <u>市災害対策本部の設置の決定</u></p> <p><u>下線部削除</u></p>	用語の統一及び所掌事務の見直し								

現 行

改 正 案

等」という)は本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長を通じ市長に本部の設置を要請する。
ウ 総務部長は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、副市長を通じ市長に本部設置を要請する。
エ 総務部長は、非常事態にあつて上記の協議を行う時間のないときは、直ちに本部設置を市長に要請する。

③ 市災害対策本部の設置の手順

ア 通知・報告・公表先等

総務部長は直ちに以下のとおり庁内放送その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

報告・通知・公表先		担当者	報告・通知・公表の方法
職員	勤務時間内 本庁舎内各部班	防災行政課長	庁内放送・庁内電話・口頭その他迅速な方法
	各部出先機関	各主管部担当課長	市防災行政無線(同報系)・ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
	勤務時間外	防災行政課長	電話、携帯電話、無線、ファクシミリ、市防災行政無線(同報系)
消防団長		防災行政課長	市防災行政無線(同報系)・ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
市民		防災行政課長	市防災行政無線(同報系)・広報車・報道機関・口頭・その他迅速な方法

③ 市災害対策本部の設置の手順

ア 通知・報告・公表先等

電話その他適当な方法により通知する。設置の通知においては、あわせて必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

表削除

現 行		改 正 案											
<table border="1"> <tr><td>県知事</td><td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">防災行政課長</td><td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">防災情報システム・県防災行政無線・ファクシミリ・電話・口頭その他迅速な方法</td></tr> <tr><td>西枇杷島警察署長</td></tr> <tr><td>西春日井広域事務組合消防本部(消防長)</td></tr> <tr><td>その他市防災会議委員</td></tr> <tr><td>近隣市町村長</td></tr> <tr><td>報道機関</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">防災行政課長</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">ファクシミリ・電話・口頭又は文書</td></tr> </table>	県知事	防災行政課長	防災情報システム・県防災行政無線・ファクシミリ・電話・口頭その他迅速な方法	西枇杷島警察署長	西春日井広域事務組合消防本部(消防長)	その他市防災会議委員	近隣市町村長	報道機関	防災行政課長	ファクシミリ・電話・口頭又は文書			
県知事	防災行政課長			防災情報システム・県防災行政無線・ファクシミリ・電話・口頭その他迅速な方法									
西枇杷島警察署長													
西春日井広域事務組合消防本部(消防長)													
その他市防災会議委員													
近隣市町村長													
報道機関	防災行政課長	ファクシミリ・電話・口頭又は文書											
<p>イ 設置場所 (略)</p> <p>ウ 本部開設に必要な資機材等の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市災害対策図板(各種被害想定図を含む。)の設置 ●オーバー・ヘッド・プロジェクター、被害状況図板・黒板等の設置 ●住宅地図等その他地図類の確保 ●携帯ラジオ・テレビの確保 ●コピー機等の複写装置の確保 ●ビデオ・テープレコーダ、カメラ等の記録装置の確保 ●防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表(壁に掲示) ●自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保 ●被害状況連絡票その他の書式類の確保 ●懐中電灯その他必要資器材の確保 		<p>イ 設置場所 (略)</p> <p>ウ 組織の所掌事務</p> <p>各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。部班の所掌事務及び運営は、別に定めるほか法令等に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">資 料</td> <td style="width: 50%;">1 所掌事務</td> <td style="width: 25%;">資料編 第1-2 (P64)</td> </tr> </table>		資 料	1 所掌事務	資料編 第1-2 (P64)							
資 料	1 所掌事務	資料編 第1-2 (P64)											

現 行		改 正 案	
<p><u>エ 通信手段の確保</u> <u>以下の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。</u> ●<u>防災行政用無線（移動系）</u> ●<u>携帯電話</u> ●<u>臨時電話</u> ●<u>ファクシミリ</u></p> <p><u>オ 自家発電設備の確保</u> <u>停電に備え自家発電設備の再点検を行うとともに、燃料の確保その他電源確保のために必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>カ 本部の標識等</u> (略)</p> <p><u>(4) 廃止</u> (略)</p>	<p><u>エ 本部の標識等</u> (略)</p> <p><u>(3) 市災害対策本部の廃止基準</u> (略)</p>		

現 行					改 正 案								
P246	第2 非常配備体制 1 非常連絡体制 非常配備基準				名称の 変更及 び所掌 事務の 変更	第2 非常配備体制 1 非常連絡体制 非常配備基準							
	区分	フェーズ	指令名	指令基準		配備人員	区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員		
	警戒態勢	フェーズ1: 黄(イエロー)	第1警戒配備	震度4		情報収集及び伝達に必要な人員(災害対策関係部課)	警戒態勢	フェーズ1: 黄(イエロー)	第1警戒配備	震度4	情報収集及び伝達に必要な人員(災害対策関係部課)		
フェーズ2: 黄(イエロー)		第2警戒配備	(1) 気象庁より <u>東海地震観測情報</u> 及び注意情報の発表があったとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	フェーズ2: 黄(イエロー)	第2警戒配備		(1) 気象庁より <u>東海地震に関連する調査情報(臨時)</u> 及び注意情報の発表があったとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員				
<u>2 非常配備体制の任務</u> <table border="1"> <tr> <td>市役所</td> <td>(略) <u>ケ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項</u></td> </tr> <tr> <td>地区連絡所</td> <td>(略) <u>カ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項</u></td> </tr> </table>					市役所	(略) <u>ケ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項</u>	地区連絡所	(略) <u>カ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項</u>	<u>非常配備体制の任務</u> <u>下線部削除</u>				
市役所	(略) <u>ケ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項</u>												
地区連絡所	(略) <u>カ その他総務部長又は防災行政課長の指示した事項</u>												
<u>3 動員の区分及び動員人員</u> <u>(1) 動員の区分</u> 各部長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、 <u>任務分担を明らかにしておく。なお、任務分担の決定にあたっては、あらかじめ地域としての災害危険性や組織としての重要性等</u>					<u>2 伝達方法</u> <u>(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法</u> <u>愛知県西部で震度4以上の地震が発生した場合、又は東海地震に関する情報が発表された場合には、指揮者(総務部長)は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員</u>								

現 行	改 正 案
<p><u>を認識付けするものとする。</u></p> <p>① <u>所属動員（自らの勤務場所に参集）</u></p> <p>ア <u>課長相当職以上で各部の班長、本部連絡員となる職員</u></p> <p>イ <u>応急対策上欠くことのできない、次の職務を担当する職員</u></p> <p>○ <u>本部員会議事務局要員となる職員</u></p> <p>○ <u>各部の庶務担当職員</u></p> <p>○ <u>各部において、業務の遂行上必要な職員</u></p> <p>ウ <u>特別非常参集職員として指名された職員</u></p> <p>② <u>指定動員（勤務場所と異なる、あらかじめ指定した場所へ参集）</u></p> <p>ア <u>本部の特別非常参集職員として指名された職員</u></p> <p>イ <u>地区連絡所要員として指名された職員（特別非常参集職員）</u></p> <p>ウ <u>一時又は広域避難場所要員として指名された職員</u></p> <p>エ <u>公共施設管理保安要員として指名された職員</u></p> <p>オ <u>業務の遂行上必要な職員</u></p> <p>③ <u>直近動員（勤務場所と異なる、あらかじめ指定した直近の場所へ参集）</u></p> <p>ア <u>①②以外で、自らの居住地に最も近い地区連絡所に指定される施設及びその他部長が指定する施設に参集するよう指名された職員</u></p> <p>イ <u>①②以外で、所属する部局の出先機関へ参集するよう指名された職員</u></p> <p><u>（2）動員人員</u></p> <p><u>非常配備体制時の各部の動員数は、各部において、あらかじめ定めたとおりとする。</u></p> <p><u>4 夜間・休日の体制</u></p> <p><u>（1）職員の非常参集</u></p> <p>① <u>当直者は地震情報を収受したとき、直ちに総務部長に連絡す</u></p>	<p><u>に対しては、庁内放送により徹底させる。</u></p> <p><u>（2）休日又は勤務時間外における伝達及び非常参集</u></p> <p><u>宿日直者は、愛知県西部で震度4以上の地震が発生した場合、又は東海地震に関する予知情報が発表された場合には、直ちに指揮者に連絡する。指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。</u></p> <p><u>なお、愛知県西部で震度6弱以上の地震が発生した場合、又は東海地震の予知情報等が発表された場合には、全職員は自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。</u></p> <p><u>（3）職員の非常参集</u></p> <p><u>職員は、勤務時間外又は休日等において、市域に災害が発生し、又は災害の発生する恐れがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、非常配備の基準により配備の伝達を受け、あるいは自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。</u></p> <p><u>（4）非常配備の活動</u></p> <p><u>災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理するものとし、非常配備体制下における活動は、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>第1非常配備</u></p> <p><u>当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。活動は、気象情報の収集及び連絡等を実施する。</u></p> <p>② <u>第2非常配備（当番非常配備班における活動）</u></p> <p><u>当番非常配備班は、総務部防災行政課が別に定める「清須市災害対策編成表」により当番制として配備する。活動は、「清須市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。</u></p> <p>③ <u>第3非常配備（各部班別体制下での活動）</u></p>

現 行	改 正 案		
<p><u>る。連絡を受けた総務部長は市長へ連絡し、必要な支持を請けた後、宿日直者及び防災行政課長に連絡し、必要な指示をする。</u> <u>なお、宿日直者は、市長その他の職員が登庁するまでの間、総務部長もしくは防災行政課長の指示に従い情報の収受にあたる。</u> <u>連絡にあたっては、一般電話（FAXを含む。）、携帯電話を利用する。</u> <u>② 震度5弱以上の地震が発生したときは、特別非常参集職員はあらかじめ指定された配備場所に参集し、緊急初動特別班を編成し、総務部長の支持に基づき初期応急活動を行う。</u> <u>(2) 防災所管部のとるべき措置</u> <u>① 防災行政課長が災害情報を収受したときは、ただちに総務部長に連絡する。また当直者に必要な指示を行った後、ただちに登庁し「臨時非常配備体制」をしき、本部開設までの初期応急活動を行う。</u> <u>② 総務部長が災害情報を収受したときは、内容により協議の必要が認められる場合は副市長、教育長に連絡の上ただちに登庁し、「警戒本部」もしくは「災害対策本部」設置を市長に要請する。</u></p> <p><u>5 職員の配置及びサービス</u></p>	<p><u>各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で対処すべき活動を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 352 1960 392"> <tr> <td data-bbox="1137 352 1675 392">資 料 1 所掌事務</td> <td data-bbox="1675 352 1960 392">資料編 第1-2 (P64)</td> </tr> </table> <p><u>(5) 非常配備の報告及び動員要請（第3非常配備）</u> <u>① 各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。</u> <u>② 各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。</u></p> <p><u>3 職員の配置及びサービス</u></p>	資 料 1 所掌事務	資料編 第1-2 (P64)
資 料 1 所掌事務	資料編 第1-2 (P64)		
P250 <u>第4 市ぐるみ総動員宣言の発表</u>	<u>削除</u>		

現 行		改 正 案																					
P253	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td><u>総務部（部長：総務部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</u> <u>財政班（財政課 班長：財政課長）</u> <u>税務班（税務課 班長：税務課長）</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>市民環境部（部長：市民環境部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>市民班（市民課 班長：市民課長）</u> <u>生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）</u> <u>産業班（産業課 班長：産業課長）</u> <u>西枇杷島支所班（西枇杷島支所 班長：西枇杷島支所長）</u> <u>清洲支所班（清洲支所 班長：清洲支所長）</u> <u>春日支所班（春日支所 班長：春日支所長）</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</u> <u>児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）</u> <u>高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）</u> <u>保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>建設部（部長：建設部長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>土木班（土木課 班長：土木課長）</u> <u>都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長）</u> <u>地域開発班（地域開発課 班長：地域開発課長）</u> <u>上下水道班（班長：上下水道課長）</u></td> </tr> <tr> <td>部</td> <td><u>教育部（部長：教育委員会事務局長）</u></td> </tr> <tr> <td>班</td> <td><u>学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長）</u> <u>生涯学習班（生涯学習課・スポーツ課 班長：生涯学習課長）</u> <u>学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）</u></td> </tr> </table>	部	<u>総務部（部長：総務部長）</u>	班	<u>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</u> <u>財政班（財政課 班長：財政課長）</u> <u>税務班（税務課 班長：税務課長）</u>	部	<u>市民環境部（部長：市民環境部長）</u>	班	<u>市民班（市民課 班長：市民課長）</u> <u>生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）</u> <u>産業班（産業課 班長：産業課長）</u> <u>西枇杷島支所班（西枇杷島支所 班長：西枇杷島支所長）</u> <u>清洲支所班（清洲支所 班長：清洲支所長）</u> <u>春日支所班（春日支所 班長：春日支所長）</u>	部	<u>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</u>	班	<u>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</u> <u>児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）</u> <u>高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）</u> <u>保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</u>	部	<u>建設部（部長：建設部長）</u>	班	<u>土木班（土木課 班長：土木課長）</u> <u>都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長）</u> <u>地域開発班（地域開発課 班長：地域開発課長）</u> <u>上下水道班（班長：上下水道課長）</u>	部	<u>教育部（部長：教育委員会事務局長）</u>	班	<u>学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長）</u> <u>生涯学習班（生涯学習課・スポーツ課 班長：生涯学習課長）</u> <u>学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）</u>	<p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>削除</p>	<p>所掌事務の見直し</p>
部	<u>総務部（部長：総務部長）</u>																						
班	<u>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</u> <u>財政班（財政課 班長：財政課長）</u> <u>税務班（税務課 班長：税務課長）</u>																						
部	<u>市民環境部（部長：市民環境部長）</u>																						
班	<u>市民班（市民課 班長：市民課長）</u> <u>生活環境班（生活環境課 班長：生活環境課長）</u> <u>産業班（産業課 班長：産業課長）</u> <u>西枇杷島支所班（西枇杷島支所 班長：西枇杷島支所長）</u> <u>清洲支所班（清洲支所 班長：清洲支所長）</u> <u>春日支所班（春日支所 班長：春日支所長）</u>																						
部	<u>健康福祉部（部長：健康福祉部長）</u>																						
班	<u>社会福祉班（社会福祉課 班長：社会福祉課長）</u> <u>児童福祉班（子育て支援課 班長：子育て支援課長）</u> <u>高齢福祉班（高齢福祉課 班長：高齢福祉課長）</u> <u>保健班（健康推進課 班長：健康推進課長）</u>																						
部	<u>建設部（部長：建設部長）</u>																						
班	<u>土木班（土木課 班長：土木課長）</u> <u>都市計画班（都市計画課 班長：都市計画課長）</u> <u>地域開発班（地域開発課 班長：地域開発課長）</u> <u>上下水道班（班長：上下水道課長）</u>																						
部	<u>教育部（部長：教育委員会事務局長）</u>																						
班	<u>学校教育班（学校教育課 班長：学校教育課長）</u> <u>生涯学習班（生涯学習課・スポーツ課 班長：生涯学習課長）</u> <u>学校班（小・中学校 班長：小・中学校長）</u>																						

現 行		改 正 案											
P254	第3節 情報の収集・伝達 2 地震情報等の種類 (1) 気象庁及び名古屋地方気象台が発表する予報・情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生後の2分後に速報</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容 等	震度速報	国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生後の2分後に速報	第3節 情報の収集・伝達 2 地震情報等の種類 (1) 気象庁及び名古屋地方気象台が発表する予報・情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急地震速報</td> <td>地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し発表</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生後の2分後に速報</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容 等	緊急地震速報	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し発表	震度速報	国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生後の2分後に速報	県の指摘事項
種 類	内 容 等												
震度速報	国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生後の2分後に速報												
種 類	内 容 等												
緊急地震速報	地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し発表												
震度速報	国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生後の2分後に速報												
P255	3 市における措置	3 市における措置 <u>③ 市は、受信した緊急地震速報をJ-ALERT、市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。</u>	県の指摘事項										
P261	第9節 消防活動 ■担当 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </tbody> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	第9節 消防活動 削除	所掌事務の見直し		
部	総務部（部長：総務部長）												
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課）												
部	消防部（部長：消防団長）												
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）												
P265	第10節 浸水対策 ■担当 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部</td> <td>建設部（部長：建設部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>土木班（土木課 班長：土木課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </tbody> </table>	部	建設部（部長：建設部長）	班	土木班（土木課 班長：土木課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	第10節 浸水対策 削除	所掌事務の見直し		
部	建設部（部長：建設部長）												
班	土木班（土木課 班長：土木課長）												
部	消防部（部長：消防団長）												
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）												

現 行		改 正 案									
P282	第26節 公共施設等の応急対策 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>財政班（財政課 班長：財政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>建設部（部長：建設部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>土木班（土木課 班長：土木課長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	財政班（財政課 班長：財政課長）	部	建設部（部長：建設部長）	班	土木班（土木課 班長：土木課長）	第26節 公共施設等の応急対策 削除	所掌事務の見直し
部	総務部（部長：総務部長）										
班	財政班（財政課 班長：財政課長）										
部	建設部（部長：建設部長）										
班	土木班（土木課 班長：土木課長）										
P286	第28節 鉄道施設対策 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	第28節 鉄道施設対策 削除	所掌事務の見直し				
部	総務部（部長：総務部長）										
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）										
P288	第29節 危険性物質対策 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>総務部（部長：総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>消防部（部長：消防団長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>消防班（消防団 班長：消防団副団長）</td> </tr> </table>	部	総務部（部長：総務部長）	班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）	部	消防部（部長：消防団長）	班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）	第29節 危険性物質対策 削除	所掌事務の見直し
部	総務部（部長：総務部長）										
班	総務班（防災行政課・議会事務局・会計課・監査委員事務局 班長：防災行政課長）										
部	消防部（部長：消防団長）										
班	消防班（消防団 班長：消防団副団長）										
P289	第30節 危険建物その他倒壊・落下危険箇所の対策 ■担当 <table border="1"> <tr> <td>部</td> <td>建設部（部長：建設部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>土木班（土木課 班長：土木課長）</td> </tr> </table>	部	建設部（部長：建設部長）	班	土木班（土木課 班長：土木課長）	第30節 危険建物その他倒壊・落下危険箇所の対策 削除	所掌事務の見直し				
部	建設部（部長：建設部長）										
班	土木班（土木課 班長：土木課長）										

清須市防災計画 第5章 東海地震に関する事前対策 (H24.3.1時点)

現 行		改 正 案													
P296	<p>第2警戒宣言発令等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>1 方針</p> <p>市は、警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（<u>東海地震観測情報</u>、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、各防災機関との連携のもと、確実に情報を伝達する。</p> <p>2 警戒宣言等の伝達</p> <p>(1) 伝達系統</p> <p>① 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、<u>東海地震観測情報</u>）</p>	<p>第2警戒宣言発令等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>1 方針</p> <p>市は、警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、各防災機関との連携のもと、確実に情報を伝達する。</p> <p>2 警戒宣言等の伝達</p> <p>(1) 伝達系統</p> <p>① 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>）</p>	名称の変更												
P297	<p>東海地震に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「投下地震に関連する情報」を公表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東海地震観測情報</u></td> <td>東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合は地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。</td> <td>● 情報収集連絡体制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	防災対応	<u>東海地震観測情報</u>	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合は地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。	● 情報収集連絡体制	<p>東海地震に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「投下地震に関連する情報」を公表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容等</th> <th>防災対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u></td> <td>東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合は地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。</td> <td>● 情報収集連絡体制</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容等	防災対応	<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合は地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。	● 情報収集連絡体制	名称の変更
種類	内容等	防災対応													
<u>東海地震観測情報</u>	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合は地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。	● 情報収集連絡体制													
種類	内容等	防災対応													
<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>	東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。なお、本情報が発表された後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合は地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表される。	● 情報収集連絡体制													

現 行		改 正 案										
P299	<p>(附属資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震警戒宣言発令後広報文例 …………… (附属資料 第 6- 9) (様式 1) 地震・地域防災応急対策の実施状況報告速報用 …………… (附属資料 第 7- 1) (様式 2) 地震・地域防災応急対策の実施状況報告 …………… (附属資料 第 7- 2) 	<table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>1 東海地震警戒宣言発令後広報文例</td> <td>参考編 第 11 (P157)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">様式</td> <td>1 地震・地域防災応急対策の実施状況報告 (速報用)</td> <td>様式編 様式 50 (P55)</td> </tr> <tr> <td>2 地震・地域防災応急対策の実施状況報告</td> <td>様式編 様式 51 (P56)</td> </tr> </table>	参考	1 東海地震警戒宣言発令後広報文例	参考編 第 11 (P157)	様式	1 地震・地域防災応急対策の実施状況報告 (速報用)	様式編 様式 50 (P55)	2 地震・地域防災応急対策の実施状況報告	様式編 様式 51 (P56)		附属資料の整理
参考	1 東海地震警戒宣言発令後広報文例	参考編 第 11 (P157)										
様式	1 地震・地域防災応急対策の実施状況報告 (速報用)	様式編 様式 50 (P55)										
	2 地震・地域防災応急対策の実施状況報告	様式編 様式 51 (P56)										
P305	<p>8 郵便局</p> <p>(1) 業務運行確保 原則として平常どおり業務運行を確保する。</p> <p>(2) 防災体制等</p> <p>① 金融機関として、利用者及び職員の安全確保には十分配慮する。</p> <p>② 発災後における被害の軽減及び業務運行の円滑な遂行を確保することについて、適切な応急措置をとる。</p> <p>(3) 利用者への周知 郵便局の店頭利用者に対しては、警戒宣言が発せられたことを直ちに周知するよう配慮する。</p>	<p>8 郵政事業対策</p> <p>(1) 郵便事業株式会社の措置</p> <p>① 強化地域内の支店の措置</p> <p>a 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の取扱いを停止するものとする。</p> <p>b 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間等を社屋前に提示するものとする。</p> <p>c 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに自店に戻るものとする。</p> <p>d 地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。</p> <p>② 強化地域外の支店の措置 原則として、平常どおり窓口業務を行う。</p> <p>(2) 郵便局株式会社の措置</p> <p>① 強化地域内の郵便局の措置</p> <p>a 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。</p> <p>b 上記(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うと</p>			民営分割に伴う変更							

現 行		改 正 案	
		<p><u>う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。</u></p> <p><u>c 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。</u></p> <p><u>d 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。</u></p> <p><u>② 強化地域外の郵便局株式会社の措置</u> <u>原則として、平常どおり窓口業務を行う。</u></p>	
P308	<p>第5 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>4 不特定多数の者が出入りする施設 (略)</p> <p>(1) 一般的事項 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア <u>東海地震観測情報</u>が発表された場合 庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、<u>東海地震観測情報</u>の伝達に努める。</p>	<p>第5 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>4 不特定多数の者が出入りする施設 (略)</p> <p>(1) 一般的事項 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置</p> <p>ア <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>が発表された場合 庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>の伝達に努める。</p>	名称の変更
P311	<p>第7 市民のとりべき措置</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>また、<u>東海地震観測情報</u>及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。</p>	<p>第7 市民のとりべき措置</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>また、<u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。</p>	名称の変更

清須市防災計画 第7章 風水害等災害・地震災害復旧計画（H24.3.1時点）

現 行		改 正 案					
P329	<p>第1節 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>責任者</td> <td> <p>災対総務部長 ※緊急措置の総合調整及び総務部所管事項の実施</p> <p>各事務所管の部長 ※各対策項目に記載</p> </td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>各対策項目に記載</td> </tr> </table>	責任者	<p>災対総務部長 ※緊急措置の総合調整及び総務部所管事項の実施</p> <p>各事務所管の部長 ※各対策項目に記載</p>	関係機関	各対策項目に記載	<p>第1節 市民生活安定のための緊急措置</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し
責任者	<p>災対総務部長 ※緊急措置の総合調整及び総務部所管事項の実施</p> <p>各事務所管の部長 ※各対策項目に記載</p>						
関係機関	各対策項目に記載						
P330	<p>第1 被災者の生活確保</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>責任者</td> <td> <p>災対総務部長 ※生活支援対策の総合調整並びに総務部の所管事項の実施（広報の実施、租税の徴収猶予及び減免等 り災証明書の発行、他の部に属さない事項） ※生活支援対策並びに災害弔慰金支給 ・災害援護資金等貸付に関すること</p> <p>災対建設部長 ※職業のあっ旋に関する協力、住宅の建設及び補修 資金の貸付のあっ旋</p> </td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>各対策項目に記載</td> </tr> </table>	責任者	<p>災対総務部長 ※生活支援対策の総合調整並びに総務部の所管事項の実施（広報の実施、租税の徴収猶予及び減免等 り災証明書の発行、他の部に属さない事項） ※生活支援対策並びに災害弔慰金支給 ・災害援護資金等貸付に関すること</p> <p>災対建設部長 ※職業のあっ旋に関する協力、住宅の建設及び補修 資金の貸付のあっ旋</p>	関係機関	各対策項目に記載	<p>第1 被災者の生活確保</p> <p>削除</p>	所掌事務の見直し
責任者	<p>災対総務部長 ※生活支援対策の総合調整並びに総務部の所管事項の実施（広報の実施、租税の徴収猶予及び減免等 り災証明書の発行、他の部に属さない事項） ※生活支援対策並びに災害弔慰金支給 ・災害援護資金等貸付に関すること</p> <p>災対建設部長 ※職業のあっ旋に関する協力、住宅の建設及び補修 資金の貸付のあっ旋</p>						
関係機関	各対策項目に記載						

現 行		改 正 案							
P336	<p>6 り災証明書の発行</p> <p><u>(1) 担当部</u> <u>り災証明書の発行事務は、災対健康福祉部が担当する。</u></p> <p><u>(2) 発行の手続</u> <u>災対総務部は、</u>災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認の上、発行するものとする。なお、「被災者台帳」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行するものとする。</p> <p><u>(3) 証明の範囲</u></p> <p><u>(4) その他</u></p>	<p>6 り災証明書の発行</p> <p><u>下線部削除</u></p> <p><u>(1) 発行の手続</u> <u>下線部削除</u></p> <p><u>(2) 証明の範囲</u></p> <p><u>(3) その他</u></p>	所掌事務の見直し						
P338	<p>第2 農業関係対策</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td><u>責任者</u></td> <td><u>災対市民環境部（市民環境部長）</u></td> </tr> <tr> <td><u>班</u></td> <td><u>産業班（産業課）</u></td> </tr> <tr> <td><u>関係機関</u></td> <td><u>農林漁業金融公庫、愛知県農業共済組合連合会 西春日井農業協同組合（各支店）、民間金融機関</u></td> </tr> </table>	<u>責任者</u>	<u>災対市民環境部（市民環境部長）</u>	<u>班</u>	<u>産業班（産業課）</u>	<u>関係機関</u>	<u>農林漁業金融公庫、愛知県農業共済組合連合会 西春日井農業協同組合（各支店）、民間金融機関</u>	<p>第2 農業関係対策</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
<u>責任者</u>	<u>災対市民環境部（市民環境部長）</u>								
<u>班</u>	<u>産業班（産業課）</u>								
<u>関係機関</u>	<u>農林漁業金融公庫、愛知県農業共済組合連合会 西春日井農業協同組合（各支店）、民間金融機関</u>								
P338	<p>1 融資の種類</p> <p><u>災対市民環境部長は、</u>災害時において、これらの融資制度についてPRするとともに、西春日井農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。</p>	<p>1 融資の種類</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し						

現 行		改 正 案							
P339	<p>第3 中小企業関係対策</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>責任者</td> <td>災対市民環境部（市民環境部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>産業班（産業課）</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>商工会、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、その他中小企業関係政府系金融機関、民間金融機関</td> </tr> </table>	責任者	災対市民環境部（市民環境部長）	班	産業班（産業課）	関係機関	商工会、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、その他中小企業関係政府系金融機関、民間金融機関	<p>第3 中小企業関係対策</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
責任者	災対市民環境部（市民環境部長）								
班	産業班（産業課）								
関係機関	商工会、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、その他中小企業関係政府系金融機関、民間金融機関								
P339	<p>1 基本方針（略）</p> <p>災対市民環境部長は、県・国に対して、災害時において、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう促進するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。</p>	<p>1 基本方針（略）</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し						
P340	<p>第4 義援金の受入れ・配分</p> <p>■担当</p> <table border="1"> <tr> <td>責任者</td> <td>災対総務部（総務部長）</td> </tr> <tr> <td>班</td> <td>総務班（防災行政課課）、市民班（市民課）</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>県（健康福祉部）、日赤愛知県支部、指定金融機関</td> </tr> </table>	責任者	災対総務部（総務部長）	班	総務班（防災行政課課）、市民班（市民課）	関係機関	県（健康福祉部）、日赤愛知県支部、指定金融機関	<p>第4 義援金の受入れ・配分</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
責任者	災対総務部（総務部長）								
班	総務班（防災行政課課）、市民班（市民課）								
関係機関	県（健康福祉部）、日赤愛知県支部、指定金融機関								
P340	<p>1 義援金の受け入れ</p> <p>清須市に届けられる義援金は、以下に示すような経路により清須市に寄託されるが、義援金の受け入れは、清須市に直接寄託された分の受付もふくめ、<u>災対総務部及び市民環境部市民班</u>が担当する。</p>	<p>1 義援金の受け入れ</p> <p><u>下線部削除</u></p>	所掌事務の見直し						
P340	<p>3 義援金の配分</p> <p>(3) 義援金配分委員会の事務局業務は、<u>災対市民環境部（市民班）</u>が担当する。</p>	<p>3 義援金の配分</p> <p>(3) 義援金配分委員会の事務局業務は、<u>市民環境部市民班</u>が担当する。</p>	所掌事務の見直し						

現 行		改 正 案							
P341	<p>4 義援品の受け入れ</p> <p>県において仕分された義援品、市に寄せられた義援品については、他の救援物資と同様にして、<u>災対市民環境部（市民班）</u>が受け入れから配分までの業務を行う。</p>	<p>4 義援品の受け入れ</p> <p>県において仕分された義援品、市に寄せられた義援品については、他の救援物資と同様にして、<u>市民環境部市民班</u>が受け入れから配分までの業務を行う。</p>	所掌事務の見直し						
P342	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>■担当</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">責任者</td> <td>災対総務部長（総務部長）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関係各部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">班</td> <td>災対総務部（総務班）、関係各班（課）</td> </tr> </table>	責任者	災対総務部長（総務部長）		関係各部長	班	災対総務部（総務班）、関係各班（課）	<p>第2節 激甚災害の指定</p> <p><u>削除</u></p>	所掌事務の見直し
責任者	災対総務部長（総務部長）								
	関係各部長								
班	災対総務部（総務班）、関係各班（課）								
		<p><u>第3節 震災復興都市計画の決定手続き</u></p> <p>■基本的な考え方</p> <p><u>大規模地震により被災した地区で、緊急かつ円滑に都市を復興するための震災復興都市計画は、県及び市との緊密な連携のもとに、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき、手続きを実施する。</u></p> <p><u>1 緊急復興都市計画整備地区について</u></p> <p>(1) 指定手順</p> <p><u>緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。</u></p> <p><u>ア 県及び市が連携し、市街地の被災状況を把握する。</u></p> <p><u>イ 被災状況を踏まえ、被災後10日を目途に緊急復興都市計画整備地区の案を、原則として市が作成し、県都市計画課（又は建設事務所都市計画担当課）に提出する。</u></p> <p>(2) 指定基準</p> <p><u>ア 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。</u></p> <p><u>イ 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて</u></p>	県の指摘事項						

現 行	改 正 案
	<p><u>ウ 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。</u></p> <p><u>2 建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）の指定について</u> 市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。）は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期限を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。）に定める。</p> <p><u>3 被災市街地復興推進地域の都市計画決定について</u> 建築基準法第84条の区域指定の後、市が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。 復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。</p> <p><u>4 復興都市計画事業の都市計画決定について</u> 市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講じる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やかに行うこととする。</p>